



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例……………(選挙管理委員会) …… 9
- 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(人 事 課) …… 10
- 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(“) …… 10
- 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………(“) …… 11
- 大和高田市交通遺児就学援助等基金条例……………(生活安全課) …… 11
- 大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(保 育 課) …… 12
- 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例……………(保 険 医 療 課) …… 12
- 大和高田市国民健康保険税条例及び大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………(“) …… 13
- 大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例……………(“) …… 14
- 大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例……………(介 護 保 険 課) …… 15
- 大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例……………(“) …… 16
- 大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例……………(“) …… 22
- 大和高田市公園条例の一部を改正する条例……………(都 市 計 画 課) …… 32
- 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………(自 治 振 興 課) …… 32
- 大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例……………(青 少 年 課) …… 33
- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例……………(人 事 課) …… 35

規則

- 大和高田市公印規則の一部を改正する規則……………(財 産 管 理 課) …… 36
- 大和高田市公有財産規則の一部を改正する規則……………(“) …… 36
- 大和高田市交通遺児見舞金等支給規則……………(生活安全課) …… 36
- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(人 事 課) …… 40
- 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則……………(“) …… 40
- 大和高田市中企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則等の一部を改正する規則……………(産 業 振 興 課) …… 44
- 大和高田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介

護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則…(介護保険課) ……	45
○大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…	(病院医事課) …… 46
告示	
○公印の改刻…	(財産管理課) …… 47
○指定特定相談支援事業者等の指定…	(社会福祉課) …… 47
○放置自転車等の移動・保管…	(生活安全課) …… 47
○大和高田市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示…	(病院総務課) …… 48
○違反広告物の除却・保管…	(都市計画課) …… 49
○住民票の職権削除…	(市民課) …… 49
○住民票の職権削除…	() …… 49
○引取りのない放置自転車等の処分…	(生活安全課) …… 50
○平成30年度大和高田市一般会計予算等の要領の公表…	(財政課) …… 50
○市道路線認定に関する告示…	(土木管理課) …… 70
○市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示…	() …… 72
○市道路線変更に関する告示…	() …… 74
○市道の区域の変更に関する告示…	() …… 74
○供用の開始に関する告示…	() …… 75
○市道路線廃止に関する告示…	() …… 75
○市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示…	() …… 76
○大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の一部を改正する告示…	(児童福祉課) …… 77
○大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示…	(病院総務課) …… 77
○市営斎場に係る使用料の収納事務の委託…	(環境衛生課) …… 78
○し尿くみ取り手数料集金事務の委託…	() …… 78
○公示送達…	(収納対策室) …… 78
○大和高田市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示…	(社会福祉課) …… 79
公告	
○農用地利用集積計画の縦覧…	(産業振興課) …… 80
○大和高田市流域対策検討業務に関する条件付き一般競争入札公告…	(契約監理室) …… 80
○不動産等の最高価申込者等決定公告…	(収納対策室) …… 83
教育委員会	
○大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則…	(学校教育課) …… 84
○教育委員会3月臨時委員会の招集…	(教育総務課) …… 84
○教育委員会3月定例委員会の招集…	() …… 84
農業委員会	
○農業委員会4月定例委員会の招集…	(農業委員会) …… 85
公平委員会	
○大和高田市公平委員会処務規則の一部を改正する規則…	(公平委員会) …… 85
公営事業	
○大和高田市下水道条例施行規程…	(下水道課) …… 85
○大和高田市水洗便所改造助成条例施行規程…	() …… 132
○大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程…	() …… 134

- 大和高田市排水設備指定工事店等に関する規程……………(〃) ……141
- 大和高田市私道への公共下水道管布設取扱規程……………(〃) ……158
- 大和高田市公共下水道認可区域外流入の許可に関する規程……………(〃) ……166
- 大和高田市ディスポーザ排水処理システム設置等に関する規程……………(〃) ……171
- 大和高田市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う水道事業関係規程の整備に関する規程……………(〃) ……177
- 指定給水装置工事事業者の廃止……………(水道総務課) ……200
- 指定給水装置工事事業者の指定……………(〃) ……200
- 上下水道料金等の収納事務の委託……………(〃) ……201

原稿誤り

- 平成30年1月10日付け大和高田市公報第348号正誤……………201

公布された条例のあらまし

◇大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

1 理由

公職選挙法の一部改正により、地方議員選挙においても候補者が選挙運動ビラを頒布すること及び当該ビラの作成費用を公費負担することができるものとされたことを受け、本市における市議会議員選挙及び市長選挙について公費負担するための条例を制定するものです。

2 内容

① ビラの作成の公費負担(第2条関係)

市議会議員及び市長の選挙における候補者は、供託物が市に帰属することとならない場合限り、選挙運動用ビラの作成に要する費用について、公費負担することとします。

② ビラの作成の契約締結の届出(第3条関係)

公費負担の適用を受けようとする者に、ビラ作成業者との有償契約の締結及び市選挙管理委員会への届出義務を課すこととします。

③ 工費の支払(第4条関係)

市が負担する金額の計算方法及び支払方法を規定します。

④ 公費負担の限度額(第5条関係)

候補者1人ごとの公費負担の限度額については、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とします。

3 施行期日

公布の日

市議会議員選挙に係るものについては、平成31年3月1日

◇大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

平成29年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、国の特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合が改正されたことに伴い、本市の特定任期付職員についても同様の取扱いとするため、所要の規定整備を行うものです。

2 内容

① 特定任期付職員給料表の1号給の金額を372,000円から373,000円に、2号給の金額を420,000円から421,000円に引き上げます。(第7条関係)

② 特定任期付職員の期末手当の支給割合を、100分の162.5から100分の165に引き

上げます。(第8条関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

◇大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会による平成30年2月1日付答申をもって、大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例が同条例附則第3項の規定により失効すること並びに大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例(案)の規定により「いじめ問題対策連絡協議会」、「いじめ対策委員会」及び「いじめ問題再調査委員会」を設置することに伴い、これらの委員の報酬について所要の規定の整備を行います。

2 内容

- ① 報酬額を減額する特例の対象から新庁舎建設基本構想等策定委員会の委員を除き、いじめ問題対策連絡協議会の委員、いじめ対策委員会の委員及びいじめ問題再調査委員会の委員を対象に加えます。(附則第3項関係)
- ② 特別職の職員の報酬の額について、新庁舎建設基本構想等策定委員会の委員の規定を削り、いじめ問題対策連絡協議会の委員及びいじめ対策委員会の委員並びにいじめ問題再調査委員会の委員の報酬の額をそれぞれ月額12,000円とする規定を加えます。(別表第1関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

◇一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

災害時等に、他の行政機関等からの職員の派遣を受けた場合に当該職員に対して支給する災害派遣手当について、規定の整備を行うほか、特例として引き下げてきた地域手当の支給割合について、他市の支給状況等を勘案して、4%に引き上げるものです。

2 内容

- ① 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)
 - ・災害派遣手当を支給することができる者として、大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員(復興計画の作成等のため必要があるときに派遣される職員)を加えます。(第16条関係)
 - ・特例として「100分の6」から「100分の3」に減額していた地域手当の支給割合について、平成30年4月から当分の間、「100分の4」まで引き上げます。(附則第17項関係)
- ② 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(第2条関係)

災害時等に、他の行政機関等からの職員の派遣を受けた場合に当該職員に対して災害派遣手当を支給する規定を新設します。(第12条の3関係)

3 施行期日

平成30年4月1日(地域手当に関する規定に限る。)
公布の日

◇大和高田市交通遺児就学援助等基金条例

1 理由

交通遺児に対して行う就学援助事業及び交通安全対策事業の推進に要する財源に充てるための

基金を設けるに当たり、条例を制定するものです。

2 内容

- ① 基金として積み立てる額は、基金の設置目的に沿った寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める額とします。(第2条関係)
- ② 運用益金は、予算に計上して、この基金に繰り入れます。(第4条関係)
- ③ 基金は、規則で定める交通遺児への就学援助事業及び市長が必要と認める交通安全対策事業のために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができることとします。(第6条関係)

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、条項ズレが生じた規定について、所要の改正を行うものです。

2 内容

この条例における認定子ども園の定義として引用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の条項のズレを改めます。(第15条関係)

改正前	改正後
法第3条第9項	法第3条第11項

3 施行期日

平成30年4月1日

◇大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例

1 理由

所得税法等の改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更され、現行の「控除対象配偶者」と同じ範囲を示す用語が「同一生計配偶者」に置き換えられたことに伴い、文言の整理を行うものです。

2 内容

- ① 次の条例について、医療費助成の対象者に係る所得制限の規定中で使用する「控除対象配偶者」の文言を「同一生計配偶者」に改めます。
 - ・大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例(第1条関係)
 - ・大和高田市心身障害者医療費助成条例(第2条関係)
 - ・大和高田市精神障害者医療費助成条例(第3条関係)
 - ・大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例(第4条関係)
- ② その他所要の改正

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市国民健康保険税条例及び大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 理由

国民健康保険法の一部改正により、これまで市単独で行っていた国民健康保険事業について、平成30年度からは都道府県単位で行うこととなったことに伴い、所要の整備を行うものです。

2 内容

- 1 大和高田市国民健康保険税条例の改正(第1条関係)
 - ① 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の定義を改めます。(第2条第1項関係)
 - ② 第2条第1項の改正に伴う所要の整備(第2条第2項から第4項及び第5条第1号関係)
- 2 大和高田市国民健康保険条例の改正(第2条関係)
 - ① これまで市町村のみに設置されてきた国民健康保険運営協議会が、平成30年度から、都道府県にも設置されることとなったことを受けて、これらを区別するために、所要の整備を行います。(第2条第1項関係)
 - ② 出産育児一時金の額を奈良県下統一の金額に改定するため、これまで規則で定めていた加算の要件及び金額を条例に明記します。(第5条関係)
 - ③ 法改正による条ズレの修正(第8条関係)
- 3 施行期日
平成30年4月1日

◇大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

- 1 理由
高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、被保険者が県外の施設等に入所するため当該施設等に住所を変更した場合、当該住所変更前の市町村が引き続き保険者となる特例措置について、適用要件が拡大されたことに伴い、規定の整備を行うものです。
- 2 内容
住所地特例措置は、既に後期高齢者医療保険の被保険者である者が県外の住所地特例対象施設に住民票を異動した場合に適用されていましたが、平成30年度からは、国民健康保険の被保険者である間に住所地特例措置が適用されていた者が75歳に到達したことにより後期高齢者医療保険の被保険者になった場合においても、当該措置を適用することとします。(第3条関係)
- 3 施行期日
平成30年4月1日

◇大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

- 1 理由
第7期介護保険事業計画に基づき保険料を改定するほか、介護保険法及び介護保険法施行令の一部改正に伴う規定の整備を行うものです。
- 2 内容
 - ① 第7期介護保険事業計画期間における第1号保険料の保険料率を改定するほか、介護保険法施行令で定める合計所得金額の定義が改められたことに伴う規定の整備を行います。(第4条関係)
 - ② 介護保険法第202条第1項の規定による文書等の提出命令に従わない場合等に科する過料の対象者として、第2号被保険者の配偶者及びその世帯員を加えます。(第16条関係)
- 3 施行期日
平成30年4月1日

◇大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 理由
介護報酬の改定に併せて指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に係る関係各省令が改正されたことを受け、当該省令を参酌して定めている3条例について、規定の整備を行うものです。

2 内容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により、所要の改正を行うものです。

- ① 大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正(第1条関係)
- ② 大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正(第2条関係)
- ③ 大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正(第3条関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

◇大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例

1 理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

2 内容

- ① 居宅介護支援を実施する事業者を指定するに当たり、当該事業者が守るべき基本方針及び満たすべき人員、運営等に関する基準を定めます。(第4条から第33条関係)
- ② 指定基準の一部を満たさない事業者について、基準該当居宅介護支援事業者として指定するための基準を定めます。(第34条関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

◇大和高田市公園条例の一部を改正する条例

1 理由

都市緑地法等の一部改正により都市公園法及び都市公園法施行令の規定が改められ、都市公園の敷地面積に対する当該都市公園の運動施設の敷地面積の割合の上限を条例で定めることとされたほか、引用する条項にズレが生じたため、規定の整備を行うものです。

2 内容

- ① 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限を、100分の50とする。(第2条の3第6項関係)
※改正前の都市公園法施行令で規定していた割合に準じています。
- ② 引用条項のズレを修正します(第26条関係)

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

1 理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、消防団員等に係る損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算対象区分が改められたことを受け、規定の整備その他所要の改正を行うものです。

2 内容

- ① 引用している消防法の条項ズレを整備します。(第2条関係)
- ② 補償基礎額の加算額を改定します。(第5条関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

◇大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例

1 理由

いじめ防止対策推進法において、「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ対策委員会」並びに「いじめ問題再調査委員会」を置くことができるとされていることから、これらの設置について定めるものです。

2 内容

① いじめ問題対策連絡協議会(第2条-第9条)

- ・設置目的・所掌事務

法第14条第1項に規定するいじめ防止等に関する機関等の連携の推進に関し必要な事項を協議し、相互の連絡調整を図るために設置する。

- ・庶務

教育委員会事務局において行う。

② いじめ対策委員会(第10条-第15条)

- ・設置目的・所掌事務

大和高田市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について調査及び審議をし、並びに重大事態発生時には、その事実関係を明確にするための調査を行うため、教育委員会の附属機関として設置する。

- ・庶務

教育委員会事務局において行う。

③ いじめ問題再調査委員会(第16条-第19条)

- ・設置目的・所掌事務

重大事態に係る調査の結果について報告を受けた市長が再調査の必要があると認める場合に、当該調査の結果についての調査を行うため、市長の附属機関として設置する。

- ・庶務

市民部において行う。

3 施行期日

平成30年4月1日

◇特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

平成26年度本郷大中線街路事業に係る家屋移転補償金の過大積算分につき、市財源に補填することを目的として、市長及び副市長の給料月額の変更減額措置を講じるものです。

2 内容

① 平成30年4月1日から平成30年12月31日までの間、市長及び副市長の給料の減額率を次のとおりとします。(附則第3の5項関係)

	改正前	改正後
市長	100分の30	100分の50
副市長	100分の25	100分の45

② 平成31年1月1日から平成31年2月28日までの間、市長及び副市長の給料の減額率を次のとおりとします。(附則第3の6項関係)

	改正前	改正後
市長	100分の20	100分の40
副市長	100分の20	100分の40

- 3 施行期日
公布の日

条 例

条例第1号

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第1項の規定に基づき、市議会議員及び市長の選挙における同条第1項第6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成の公営に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第2条 市議会議員及び市長の選挙における候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(公費の支払)

第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。

(委任)

第6条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(読替規定)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成31年2月28日までの間は、第1条及び第2条中「市議会議員及び市長」とあるのは、「市長」とする。

(適用区分)

- 3 この条例の規定は、市長の選挙にあつては施行日以後その期日を告示される選挙について、市議

会議員の選挙にあつては平成31年3月1日以後その期日を告示される選挙について適用する。

条例第2号

大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第7条の表中「372,000円」を「373,000円」に、「420,000円」を「421,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条例第3号

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「、新庁舎建設基本構想等策定委員会の委員」を削り、「青少年問題協議会の委員」の次に「、いじめ問題対策連絡協議会の委員、いじめ対策委員会の委員、いじめ問題再調査委員会の委員」を加える。

別表第1中

「

退職手当審査会の委員	日額	12,000円
新庁舎建設基本構想等策定委員会の委員	日額	12,000円

」を

「

退職手当審査会の委員	日額	12,000円
------------	----	---------

」に、

「

青少年問題協議会の委員	日額	12,000円
-------------	----	---------

」を

「

青少年問題協議会の委員	日額	12,000円
いじめ問題対策連絡協議会の委員	日額	12,000円
いじめ対策委員会の委員	日額	12,000円
いじめ問題再調査委員会の委員	日額	12,000円

」に改

める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条例第4号

一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項」を加える。

附則第17項中「平成27年4月1日」を「平成30年4月1日」に、「100分の3」を「100分の4」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職員特別勤務手当」の次に「、災害派遣手当」を加える。

第12条の2の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第12条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))において準用する場合及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する者に支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

条例第5号

大和高田市交通遺児就学援助等基金条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市交通遺児就学援助等基金条例

(設置)

第1条 交通遺児を見舞い、その就学を援助する事業の財源及び交通安全対策事業の推進に要する財源に充てるため、大和高田市交通遺児就学援助等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条に規定する設置目的に沿った寄附金の額とする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、大和高田市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額を基金に積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる事業のために必要な財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(1) 規則で定めるところにより実施する交通遺児に対する見舞金及び就学援助金の支給事業

(2) 市長が必要と認める交通安全対策事業

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第6号

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大和高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「第9項」を「第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条例第7号

大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例

(大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第1条 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成8年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号及び第2号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(大和高田市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第2条 大和高田市心身障害者医療費助成条例(平成8年条例第33号)の一部を次のように改正す

る。

第2条第1項第3号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、同項第4号中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。

(大和高田市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 大和高田市精神障害者医療費助成条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第4条第4号中「大和高田市児童医療費助成条例」を「大和高田市子ども医療費助成条例」に改める。

(大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例の一部改正)

第4条 大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例(平成28年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条の2第1項第1号及び第2号、大和高田市心身障害者医療費助成条例第2条第1項第3号、大和高田市精神障害者医療費助成条例第2条第1項第3号並びに大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例第2条第1項第3号の規定は、平成31年8月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

条例第8号

大和高田市国民健康保険税条例及び大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市国民健康保険税条例及び大和高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(大和高田市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))を「次に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療

の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加える。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

(大和高田市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 大和高田市国民健康保険条例(昭和36年条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「大和高田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1条中「保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 大和高田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条(見出しを含む。)中「国民健康保険運営協議会」を「大和高田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第5条第1項中「必要があると認めるときは、規則の定めるところにより、これに3万円を超えない範囲内の額」を「同号の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、これに1万6千円」に改める。

第8条中「第72条の5」を「第72条の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第9号

大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「徴収する」を「徴収すべき」に改め、同条中「徴収する」を「徴収すべき」に改め、同条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」

を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの
附則中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条例第10号

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

大和高田市介護保険条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「35,160円」を「35,760円」に改め、同項第2号及び第3号中「52,680円」を「53,640円」に改め、同項第4号中「63,240円」を「64,320円」に改め、同項第5号中「70,320円」を「71,520円」に改め、同項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者 85,800円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 92,880円

ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

第4条第1項第8号中「105,480円」を「107,280円」に改め、同号ア中「190万円以上290万円未満」を「200万円以上300万円未満である者」に改め、同号イ中「要保護状態」を「要保護者」に改め、同項第9号中「119,520円」を「121,560円」に改め、同号ア中「290万円以上400万円未満」を「300万円以上400万円未満である者」に改め、同号イ中「要保護状態」を「要保護者」に改め、同項第10号中「130,080円」を「132,240円」に改め、同号ア中「未満」を「未満である者」に改め、同号イ中「要保護状態」を「要保護

者」に改め、同項第11号中「140,640円」を「143,040円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「前項第1号」に改め、「平成27年度から平成29年度までの」を削り、「31,680円」を「32,280円」に改め、同項を同条第2項とする。

第16条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

条例第11号

大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「当たっては、」の次に「市、」を、「介護保険施設をいう。以下同じ。)」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加え、「及び市」を削る。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第32条第9号中「のために」を「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」に改め、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第21号中「(以下)」を「(次号及び第22号において)」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当

該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
第2条 大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第59条の20の2・第59条の20の3)

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第6条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上)」に改め、同条第5項中「の各号」及び「午後6時から午前8時までの間において、」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項及び第8項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には、」の次に「正当な理由がある場合を除き、」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第3項ただし書中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3年以上)」に改める。

第59条の9第4号中「地域密着型通所介護従業者」を「指定地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の10第5項中「地域密着型通所介護従業者」を「指定地域密着型通所介護従業者」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))

を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)、又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人」を「18人」に改める。

第59条の31第3項中「指定居宅サービス等基準第70条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第75条第1項」に改める。

第59条の38中「第34条中」の次に「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、を「」を加える。

第61条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。))」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第82条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に、「限る。))」を「限る。))又は介護医療院」に改め、同条第7項中「(以下)」を「(以下この章において)」に改める。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第192条第2項」を「第192条第3項」に改める。

第84条、第103条第3項、第111条第2項及び第112条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第151条第3項ただし書中「この条において同じ。))及び」を「この項において同じ。))」に、「(平成24年奈良県条例第14号)」を「(平成24年奈良県条例第14号)。以下「奈良県指定介護老人福祉施設基準条例」という。))」に、「)」を併設する場合」を「以下この項において同じ。))を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(奈良県指定介護老人福祉施設基準条例第54条第2項の規定に基づき配置される

看護職員に限る。)に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第151条第12項中「。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。」を削る。

第153条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第168条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第190条中「施行規則第17条の12」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の10」に改める。

第191条第1項中「看護小規模多機能型居宅介護(」を「指定看護小規模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する)に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多

機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「本体事業所で」を「第82条第7項に規定する本体事業所で」に、「を含む」を「及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者(第179条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第191条第8項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、

6人)」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第202条中「活動状況」と、の次に「第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、」を加える。

(大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第3条 大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に、「限る。)」を「限る。）」又は介護医療院」に改め、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条例第12号

大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 基本方針(第4条)

第3章 人員に関する基準(第5条・第6条)

第4章 運営に関する基準(第7条—第33条)

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定居宅介護支援 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。
- (2) 指定居宅介護支援事業者 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。
- (3) 指定居宅サービス等 法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。
- (4) 指定介護予防支援事業者 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- (5) 基準該当居宅介護支援 法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。

(申請者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第2章 基本方針

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその業務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の業務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の業務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (提供拒否の禁止)
- 第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。
- (サービス提供困難時の対応)
- 第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。
- (受給資格等の確認)
- 第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、当該提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定(法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。)の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- (要介護認定の申請に係る援助)
- 第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。
- (身分を証する書類の携行)
- 第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
- (利用料等の受領)
- 第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者

から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

(7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければ

ならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年奈良県条例第17号。以下「指定居宅サービス等基準等条例」という。）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準等条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (18) の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護（市長が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- (19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (19) の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者（同条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）に支払われる場合の当該居宅サービス費に係る指定居宅サービス（同条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）をいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービス（法第42条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。）に係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章（この条を除く。）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介

護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市

が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者又はその家族に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、第1項の事故による損害のうち、当該指定居宅介護支援事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

（会計の区分）

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

（記録の整備）

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかななければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第14号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 指定居宅介護支援事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 居宅介護サービス計画費又は特例居宅介護サービス計画費（法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 居宅介護支援を提供した日から5年間

(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間(報告)

第33条 指定居宅介護支援事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準
(準用)

第34条 第4条、第3章及び前章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第34条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

条例第13号

大和高田市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市公園条例の一部を改正する条例
大和高田市公園条例(昭和39年条例第60号)の一部を次のように改正する。
第2条の3に次の1項を加える。

6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第26条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

条例第14号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
大和高田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第5号)の一部を次のように改正する。
第2条中「同法第36条第7項」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条第7項」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については)及び」を、「第3号から第6号までのいずれかに該当する扶

養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)を削り、同項第6号中「重度障害者」を「重度心身障害者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大和高田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

条例第15号

大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例をここに公布する。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 大和高田市いじめ問題対策連絡協議会(第2条—第9条)

第3章 大和高田市いじめ対策委員会(第10条—第15条)

第4章 大和高田市いじめ問題再調査委員会(第16条—第19条)

第5章 雑則(第20条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が設置する大和高田市いじめ問題対策連絡協議会及び大和高田市いじめ対策委員会並びに大和高田市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 大和高田市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、大和高田市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第4条 連絡協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 連絡協議会の委員は、前条に規定する機関及び団体に所属する職員その他教育委員会が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者

の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は副市長をもって充て、副会長は会長が指名した者とする。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第3章 大和高田市いじめ対策委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、大和高田市いじめ対策委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 いじめ対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 法第1条に規定するいじめの防止等のための対策についての調査及び審議

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

(3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第12条 いじめ対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 いじめ対策委員会の委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第13条 いじめ対策委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、いじめ対策委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 いじめ対策委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、教育委員会が招集する。

2 いじめ対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 いじめ対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(準用)

第15条 第5条、第8条及び第9条の規定は、いじめ対策委員会について準用する。この場合において、第9条中「連絡協議会」とあるのは「いじめ対策委員会」と読み替えるものとする。

第4章 大和高田市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第16条 法第30条第2項の規定に基づき、大和高田市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第17条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査の結果についての調査
- (2) その他市長が必要と認める事項

(任期)

第18条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申が完了する日までとする。

(準用)

第19条 第8条、第9条及び第12条から第14条までの規定は、再調査委員会について準用する。
この場合において、第9条中「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、「教育委員会事務局」とあるのは「市民部」と、第12条から第14条までの規定中「いじめ対策委員会」とあるのは「再調査委員会」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会、いじめ対策委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会、いじめ対策委員会又は再調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

条例第16号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

大和高田市長 吉田 誠克

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の4中「平成30年12月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第3項の5中「平成31年1月1日」を「平成31年3月1日」に改め、同項を附則第3項の7とし、附則第3項の4の次に次の2項を加える。

3の5 平成30年4月1日から平成30年12月31日までの間、第4条の規定にかかわらず、市長の給料月額別表の額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とし、副市長の給料月額は別表の額からその額に100分の45を乗じて得た額を減じた額とし、教育長の給料月額は別表の額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

3の6 平成31年1月1日から平成31年2月28日までの間、第4条の規定にかかわらず、市長及び副市長の給料月額は別表の額からその額に100分の40を乗じて得た額を減じた額とし、教育長の給料月額は別表の額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条及び第6条の2第2項の規定を適用する場合における給料月額は、別表の額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則**規則第2号**

大和高田市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年1月19日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市公印規則の一部を改正する規則

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表一般公印3の項中「方20mm」を「方21mm」に改め、別表専用公印6の項中「に関する事務」を「、社会保険、雇用保険、労働者災害補償保険その他職員の福利厚生に関する事務並びに職員の在職、退職及び給与に関する証明事務」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規則第3号

大和高田市公有財産規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年1月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市公有財産規則の一部を改正する規則

大和高田市公有財産規則の一部を改正する規則(昭和41年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、登記又は登録の制度のあるもので、契約の相手方が国又は地方公共団体であるときは、登記又は登録の前に代金を支払うことができる。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

規則第4号

大和高田市交通遺児見舞金等支給規則を次のように定める。

平成30年3月12日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市交通遺児見舞金等支給規則

(目的)

第1条 この規則は、大和高田市交通遺児就学援助等基金条例(平成30年条例第〇号)第6条第1号の規定に基づき、交通遺児を激励するために支給する見舞金及び就学援助金(以下「見舞金等」という。)について必要な事項を定めることにより、もって交通遺児の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両、同項第13号に規定する路面電車、航空機、船舶その他の交通機関の運行に伴う衝突、接触、転落、転覆その他これに類する原因による人身事故をいう。
- (2) 交通遺児 交通事故により父又は母(父又は母が既に死亡し、当該父及び母以外の者に養育されているときは、当該養育している者を含む。)と死別した18歳未満の者

- (3) 保護者 交通遺児に係る財産管理権を有する親権者及び交通遺児の後見人をいう。
- (4) 教育施設 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)及び第124条に規定する専修学校をいう。
- (支給対象者等)

第3条 見舞金等の支給対象となる者は、次項に規定する支給時期において、次に掲げる要件に該当する交通遺児の保護者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 次のいずれかに該当すること。
- ア 父又は母が交通遺児を伴って再婚(事実婚を含む。)していないこと。
- イ 養子縁組により両親がそろっていないこと。

2 見舞金等の支給額は、次に掲げるとおりとする。

区分	支給時期	支給金額
見舞金	交通遺児になったとき。	1人につき 100,000円
就学援助金	教育施設に入学したとき。	1人につき入学するごとに 100,000円

(支給申請)

第4条 見舞金等の支給を受けようとする者は、交通遺児見舞金等支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交通事故証明書又はこれに類する書類
- (2) 戸籍謄本
- (3) 死亡診断書又は死体検案書
- (4) 教育施設に入学した事実を証する書類
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項第1号から第4号までに規定する書類の内容について公簿で確認できる場合は、当該書類の添付を求めないことができる。

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の適否を決定して、交通遺児見舞金等支給決定・却下通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(受給資格の喪失)

第6条 交通遺児が死亡したときは、見舞金等を受給する資格を失う。

(返還)

第7条 市長は、詐欺その他不正な手段により見舞金等の支給を受けた者があるときは、当該見舞金等の返還を求めるものとする。

(補則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

交通遺児見舞金等支給申請書

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住 所
(保護者) 氏 名
続 柄
電話番号

印

見舞金等の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

交 通 遺 児	住 所			
	(ふりがな) 氏 名		保護者との 続柄	
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女
	学 校 名		学 年	
死 亡 した 父 母 等	住 所			
	(ふりがな) 氏 名		遺児との 続柄	
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女
	(ふりがな) 氏 名		遺児との 続柄	
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女
事 故 状 況	発生場所		発生年月日	
	事故の 状況			
振 込 金 融 機 関	銀行 金庫	本店 支店	普通・当座 口座番号 (ふりがな) 口座名義人	
添 付 書 類				

様式第2号(第5条関係)

交通遺児見舞金等支給決定・却下通知書

年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のありました見舞金等の支給について、次のとおり決定しましたので通知します。

見舞金等を次のとおり支給します。

交通遺児	住 所		
	(ふりがな) 氏 名	申請者との 続柄	
支給金額	(見舞金・就学援助金)		円

次の理由により、見舞金等を支給しません。

支給しない理由	
---------	--

規則第5号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月22日

大和高田市長 吉田 誠克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条の6の次に次の1条を加える。

第6条の7 条例第16条第2項の市長が規則で定める額は、次の表に掲げる滞在する期間及び利用施設の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

利用施設の区分 滞在する期間	公用の施設又はこれに準ず る施設(1日につき)	その他の施設(1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の 期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

- 「滞在する期間」とは、職員が本市の区域内に到着した日から同区域を出発する日の前日までの期間をいう。
- 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項及び第3項に規定するホテル営業及び旅館営業のための施設以外の施設をいう。
- 災害派遣手当は、時間外勤務手当の支給方法に準じて支給する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条の7の表備考第2中「及び第3項」を削り、「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年6月15日から施行する。

規則第6号

大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則を次のように定める。

平成30年3月22日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号。以下「条例」という。)の規定に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用の公正の確保)

第2条 任命権者は、条例第2条の規定に基づき、選考により任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定

その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

（特定任期付職員の号給の決定）

第3条 特定任期付職員（条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）の条例第7条第1項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次に掲げるとおりとする。

- （1） 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- （2） 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- （3） 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- （4） 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- （5） 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- （6） 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- （7） 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

（特定任期付職員業績手当）

第4条 条例第7条第3項の特に顕著な業績を挙げたかどうかの判断は、同条第2項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして行うものとする。

第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第63号）第17条第1項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

（一般任期付職員の号給の決定の特例）

第6条 新たに一般任期付職員（条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）となった者の号給は、採用の日の前日から当該職員の経験年数に相当する期間を遡った日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該遡った日において、一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和33年規則第8号）別表第1の初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、現に在職する他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

2 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）を次のように改正する。

第1条の2第3号中「(以下「任期付育児短時間勤務職員」を「又は大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」に改める。

第5条の6の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第6条の5第3項を削る。

第6条の6中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員に対する前項の規定の適用については、「管理職手当支給規則(昭和33年規則第19号)別表の右欄に掲げる支給月額又は支給割合」とあるのは「大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の表の左欄に掲げる号給」と、「81,100円又は17%」とあるのは「6号給及び7号給」と、「73,100円又は16%」とあるのは「5号給」と、「66,300円又は15%」とあるのは「2号給から4号給」と、「46,800円又は11%」とあるのは「1号給」とする。

第8条第1号中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2号中ロを削り、同号ハを同号ロとし、同条第3号中「任期付育児短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

第10条中「任期付育児短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

第11条第2項第1号中「第7条第3号」を「第7条第1項第3号」に改め、同項第2号中「第7条第7号」を「第7条第1項第7号」に改め、同項第4号中「育児短時間勤務算出率」を「条例第4条第1項に規定する育児短時間勤務算出率(以下「育児短時間勤務算出率」という。))」に改め、同条第3項中「(昭和24年法律第1号)」を削る。

第13条第1項中「条例第18条第5項」を「同条第5項」に改め、同項第2号中「第7条第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。

第17条第2項第1号中「第7条第3号」を「第7条第1項第3号」に改め、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「その勤務しなかった期間」を「その勤務しなかった全期間」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 勤務時間等条例第17条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第20条の3中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正)

3 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和33年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)第4条の規定に基づき採用する職員のうち、当該職員の職務が専門的知識又は技術等を必要とするものであって、著しく他の職員との均衡を失し、又はその採用が著しく困難になると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て職務の級を決定することができる。

第4条中「職務の級別の分類の内容を定める規則(昭和40年規則第3号)」を「条例第3条第3項の規定」に改める。

第5条第1項中「のうち、その者の資格に応じて別表第1の初任給基準表(以下「初任給基準表」という。))に掲げる」を「が別表第1に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。))に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第8条第1項又は第9条第1項の規定により得られる」に改め、同条第2項中「試験」を「区分欄」に、「学

歴免許欄」を「学歴・免許欄」に改め、同条第3項中「学歴免許欄」を「学歴・免許欄」に改める。

(管理職手当支給規則の一部改正)

- 4 管理職手当支給規則(昭和33年規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする(」の次に「条例第4条第1項に規定する」を、「育児短時間勤務職員にあってはその額に」の次に「同項に規定する」を加え、「任期付育児短時間勤務職員」を「条例第4条第1項に規定する任期付短時間勤務職員」に、「任期付育児短時間勤務算出率」を「同項に規定する任期付短時間勤務算出率」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

- 5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第9条の2中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条の3第1項中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「児童福祉法第27条第4項」を「同法第27条第4項」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第11条第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条の2中「継続勤労年数」を「継続勤務年数」に、「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条の3第1項第1号、第11条の4第1号及び第2号、第13条、第15条第3項、第16条の2第1項並びに第25条の2第2項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第29条中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

別表第2の9の項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に、「同条第2項」を「同条第1号」に改め、「である者(」の次に「児童の親その他の」を加え、「養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

(大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

- 6 大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則(平成2年規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表イ 平成18年4月1日以降の基礎在職期間における職員の区分についての表中

「5 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの」を

「5 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの

6 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)第7条第1項の給料表(以下「特定任期付職員給料表」という。)の適用を受けていた者で同表6号給又は7号給の号給月額を受けていた者」に、

「5 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち市長の定めるもの」を

「5 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったものうち市長の定めるもの

6 特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表5号給の号給月額を受けていた者」に、

「4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。) 」を

「4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。)

5 特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表2号給から4号給のいずれかの号給月額を受けていた者 」に、

「4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第2号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの 」を

「4 平成8年4月以後平成18年3月以前の給与条例の医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第2号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの

5 特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表1号給の号給月額を受けていた者 」に改める。

(大和高田市職員の退職管理に関する条例施行規則の一部改正)

7 大和高田市職員の退職管理に関する条例施行規則(平成28年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第13条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員であって、同表5号給の号給月額以上の号給を受けるもの

規則第7号

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月22日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則等の一部を改正する規則

(大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則の一部改正)

第1条 大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則(平成23年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

(大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則の一部改正)

第2条 大和高田市小口事業資金融資制度及び補給制度に関する規則(平成28年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条中第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とする。

(大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則の一部改正)

第3条 大和高田市創業者支援事業資金融資制度及び補給制度に関する規則(平成28年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条中第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規則第8号

大和高田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第115条の11第1項」を「第115条の12第1項」に改める。

第3条中「第115条の14」を「第115条の15」に、「施行規則第131条の10第1項」を「施行規則第131条の13第1項及び第140条の30第1項」に改める。

第6条中「第78条の10及び第115条の18」を「第78条の11及び第115条の20」に、「第78条の10各号及び第115条の18各号」を「第78条の11各号及び第115条の20各号」に改める。

様式第1号中

「

指定を受けようとする事業所の種類	事業所等の所在地	(〒 —)			
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護				付表1
	認知症対応型通所介護				付表2
	小規模多機能型居宅介護				付表3
	認知症対応型共同生活介護				付表4
	地域密着型特定施設入居者生活介護				付表5
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				付表6
介護予防地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護				付表2
	介護予防小規模多機能型居宅介護				付表3
	介護予防認知症対応型共同生活介護				付表4

」

を

「

指定を受けようとする事業所等の所在地	事業所等の所在地	(〒 —)			
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護				付表1
	認知症対応型通所介護				付表2
	小規模多機能型居宅介護				付表3

事業所の種類		認知症対応型共同生活介護			付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護			付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			付表6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護			付表7
		看護小規模多機能型居宅介護			付表8
		地域密着型通所介護			付表9
サービス	地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護			付表2
		介護予防小規模多機能型居宅介護			付表3
		介護予防認知症対応型共同生活介護			付表4

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規則第9号

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立病院の料金等に関する条例施行規則（平成17年規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

新生児介補料	1日	5,000円
人間ドック検診料		
基本検診	1回	35,000円
脳検診	1回	27,778円
乳がん検診	1回	2,700円

」を

「

新生児介補料	1日	10,000円
人間ドック検診料		
基本検診	1回	35,000円
脳検診		27,778円
乳がん検診	1回	1方向 4,630円
	1回	2方向 5,204円

」に

改める。

様式第3号中

「3 借用した寝具、器具等は大切に使用し、退院時に員数を揃えて返納します。

なお、破損、紛失等の場合は、弁償金をお支払します。

」を

「3 借用した寝具、器具等は大切に使用し、退院時に員数を揃えて返納します。

なお、破損、紛失等の場合は、弁償金をお支払します。

4 入院治療に必要としない金品、貴重品等を病室に持ち込みません。特別の事情によりこれらを病室に持ち込む必要があるときは、自身の責任により保管します。

5 病院内及び病院敷地内では、喫煙しません。 」に、
「医事課事務室」を「受付窓口」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

告示第7号の2

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第8条の規定により次の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定により告示します。

平成30年2月5日

大和高田市長 吉田 誠克

公印の名称	市長印
ひな型番号	3
寸法	方21mm
改刻する理由	4隅が摩滅したため
使用開始年月日	平成30年4月1日
印影	市長印印影

告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に指定したので告示します。

平成30年2月27日

大和高田市長 吉田 誠克

指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	株式会社 奈良ケアセンターはる 大和高田市磯野北町8-8
指定等に係る事業所の名称及び所在地	相談支援センターあや 大和高田市磯野北町8-8
指定等の年月日	平成30年3月1日
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業
事業の主たる対象者	特定無し
特定相談支援事業所番号又は障害児相談支援事業所番号	2930800210 2970801577

告示第18号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年3月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成30年2月6日	2		1							
平成30年2月8日	1									
平成30年2月14日			1							
平成30年2月16日	1						1			
平成30年2月19日	1									
平成30年2月20日	2		1							
平成30年2月22日	2									
平成30年2月26日			17							

3. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後4時

6. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。

総額は、1,000円を限度とする。

7. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第19号

大和高田市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月1日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱

金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示

大和高田市病院事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定について(平成15年告示第10号)の一部を次のように改正する。

第2項中「株式会社 三菱東京UFJ銀行」を「株式会社 三菱UFJ銀行」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

告示第20号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

平成30年3月6日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 引取期間 公示の日から2週間(屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間)
2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時まで(ただし、土日祝日を除く。)
4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課
TEL 0745-22-1101代表

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	0729-85-6666 (融資)	はり札	1	神楽三丁目	平成30・2・27	平成30・2・27	雲梯資材置き場

告示第21号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができる。

平成30年3月7日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 職権消除日 平成30年3月7日
2. 職権消除される者 省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

告示第22号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができる。

平成30年3月7日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 職権消除日 平成30年3月7日
 2. 職権消除される者 省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

告示第23号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 処分の根拠
 移動日から60日を経過したにもかかわらず、引取りがないため
 大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条
2. 処分対象自転車等の保管場所
 大和高田市曾大根
 大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
 平成30年6月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
 平成29年12月1日から平成29年12月31日までの間

告示第24号

平成30年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成30年3月15日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 平成30年度大和高田市一般会計予算
- 2 平成30年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成30年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 平成30年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 5 平成30年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 6 平成30年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 7 平成30年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 8 平成30年度大和高田市水道事業会計予算
- 9 平成30年度大和高田市下水道事業会計予算
- 10 平成30年度大和高田市病院事業会計予算
- 11 平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第11号)
- 12 平成29年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 13 平成29年度大和高田市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 14 平成29年度大和高田市病院事業会計補正予算(第2号)

平成30年度大和高田市一般会計予算

平成30年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,300,000千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 市税		6,473,000
	1. 市民税	3,034,000
	2. 固定資産税	2,605,000
	3. 軽自動車税	140,000
	4. たばこ税	310,000
2. 地方譲与税		119,000
	1. 地方揮発油譲与税	32,000
3. 利子割交付金		18,000
	1. 利子割交付金	18,000
4. 配当割交付金		80,000
	1. 配当割交付金	80,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		67,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	67,000
6. 地方消費税交付金		1,051,000
	1. 地方消費税交付金	1,051,000
7. 自動車取得税交付金		40,000
	1. 自動車取得税交付金	40,000
8. 地方特例交付金		37,000
	1. 地方特例交付金	37,000
9. 地方交付税		7,180,000
	1. 地方交付税	7,180,000
10. 交通安全対策特別交付金		9,000
	1. 交通安全対策特別交付金	9,000
11. 分担金及び負担金		361,823
	1. 分担金	4,720

	2. 負担金	357, 103
12. 使用料及び手数料		863, 463
	1. 使用料	571, 262
	2. 手数料	292, 201
13. 国庫支出金		4, 242, 022
	1. 国庫負担金	4, 021, 917
	2. 国庫補助金	195, 174
	3. 国庫委託金	24, 931
14. 県支出金		1, 510, 361
	1. 県負担金	1, 112, 793
	2. 県補助金	288, 620
	3. 県委託金	108, 948
15. 財産収入		27, 563
	1. 財産運用収入	26, 562
	2. 財産売却収入	1, 001
16. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
17. 繰入金		69, 541
	1. 基金繰入金	69, 541
18. 繰越金		250, 000
	1. 繰越金	250, 000
19. 諸収入		237, 726
	1. 延滞金加算金及び過料	12, 000
	2. 市預金利子	1, 800
	3. 貸付金元利収入	1, 630
	4. 雑入	222, 296
20. 市債		1, 663, 500
	1. 市債	1, 663, 500
歳 入 合 計		24, 300, 000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 議会費		237, 750
	1. 議会費	237, 750
2. 総務費		2, 236, 393
	1. 総務管理費	1, 755, 952
	2. 徴税費	287, 312
	3. 戸籍住民基本台帳費	111, 269
	4. 選挙費	41, 015
	5. 統計調査費	14, 613
	6. 監査委員費	26, 232
3. 民生費		10, 982, 946
	1. 社会福祉費	4, 988, 515
	2. 児童福祉費	3, 162, 910
	3. 生活保護費	2, 831, 217
	4. 災害救助費	304
4. 衛生費		2, 794, 462
	1. 保健衛生費	1, 018, 002

	2. 清掃費	1,776,460
5. 労働費		21,021
	1. 労働諸費	21,021
6. 農林水産業費		297,210
	1. 農業費	297,210
7. 商工費		110,169
	1. 商工費	110,169
8. 土木費		1,640,077
	1. 土木管理費	120,121
	2. 道路橋りょう費	168,220
	3. 河川費	10,132
	4. 都市計画費	1,192,678
	5. 住宅費	148,926
9. 消防費		902,492
	1. 消防費	902,492
10. 教育費		2,588,844
	1. 教育総務費	450,116
	2. 小学校費	448,436
	3. 中学校費	150,866
	4. 高等学校費	384,227
	5. 幼稚園費	211,604
	6. 社会教育費	388,450
	7. 保健体育費	555,145
11. 災害復旧費		4
	1. 公共土木施設災害復旧費	4
12. 公債費		2,468,632
	1. 公債費	2,468,632
13. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000
歳 出 合 計		24,300,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設事業	5,066,366	平成30年度	8,646
				平成31年度	2,118,504
				平成32年度	2,939,216

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大和高田市土地開発公社の金融機関等からの融資に対する債務保証	平成30年度以降事業満了まで	借入金10,000,000千円とこれに対する利子の合計額
広報誌等発送業務	平成32年3月末まで	1,779千円
土地路線価算定業務	平成33年3月末まで	17,824千円
評価要領作成支援業務	平成33年3月末まで	3,474千円
指定ごみ袋等配送業務	平成32年3月末まで	1,005千円
高田千本桜に伴う周辺道路等警備業務	平成31年4月末まで	1時間当たり1,700円と消費税等に相当する額に業務に要した時間数を乗じ

		て得た額
小学校・幼稚園給食調理業務	平成33年7月末まで	137,060千円

第4表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
交通安全対策事業	7,200	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
保育所整備事業	9,400	〃	〃	〃
清掃運搬施設等整備事業	10,800	〃	〃	〃
一般廃棄物処理事業 (ごみ処理施設)	63,100	〃	〃	〃
耕地事業	158,200	〃	〃	〃
河川応急対策事業	2,300	〃	〃	〃
橋りょう整備事業	19,800	〃	〃	〃
道路整備事業	8,100	〃	〃	〃
借換債 (側溝新設改良事業)	200	〃	〃	〃
本郷大中線街路事業	21,000	〃	〃	〃
大和高田当麻線街路事業	92,100	〃	〃	〃
緑化公園整備事業	13,500	〃	〃	〃
借換債 (本郷大中線街路事業)	1,700	〃	〃	〃
借換債 (中和幹線道路新設改良事業)	2,400	〃	〃	〃
防災対策事業	72,700	〃	〃	〃
小学校校舎除却事業	165,300	〃	〃	〃
中学校体育館増改築事業	9,800	〃	〃	〃
臨時財政対策債	853,000	〃	〃	〃
借換債 (臨時財政対策債)	118,700	〃	〃	〃
借換債 (減収補てん債)	34,200	〃	〃	〃
計	1,663,500			

平成30年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,578,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項(審査費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1,372,156
	1. 国民健康保険税	1,372,156
2. 使用料及び手数料		739
	1. 手数料	739
6. 県支出金		5,591,360
	3. 県負担金・補助金	5,591,360
	県負担金	0
	県補助金	0
8. 財産収入		22
	1. 財産運用収入	22
9. 繰入金		595,947
	1. 一般会計繰入金	595,946
	2. 基金繰入金	1
11. 諸収入		18,576
	1. 延滞金加算金及び過料	7,023
	2. 市預金利子	5
	3. 療養費等指定公費返還金	330
	4. 雑入	11,218
国庫支出金		0
	国庫負担金	0
	国庫補助金	0
療養給付費等交付金		0
	療養給付費等交付金	0
前期高齢者交付金		0
	前期高齢者交付金	0
共同事業交付金		0
	共同事業交付金	0
歳入合計		7,578,800

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		121,390
	1. 総務管理費	103,763
	2. 徴税費	17,177
	3. 運営協議会費	450
2. 保険給付費		5,566,058
	1. 療養諸費	4,862,141
	2. 高額療養費	666,800
	3. 出産育児諸費	33,617
	4. 葬祭諸費	3,300
	5. 移送費	200
3. 国民健康保険事業費納付金		1,802,007
	1. 医療給付費分	1,291,352
	2. 後期高齢者支援金等分	350,749
	3. 介護納付金分	159,906
7. 共同事業拠出金		5
	1. 共同事業拠出金	5
8. 保健事業費		78,985
	1. 特定健康診査等事業費	69,990
	2. 保健事業費	8,995
9. 基金積立金		22
	1. 基金積立金	22
10. 公債費		1,768
	1. 公債費	1,768
11. 諸支出金		8,065
	1. 償還金及び還付加算金	7,500
	2. 繰出金	235
	3. 療養費等指定公費立替金負担金	330
	旧老人保健拠出金	0
12. 予備費		500
	1. 予備費	500
後期高齢者支援金等		0
	後期高齢者支援金等	0
前期高齢者納付金等		0
	前期高齢者納付金等	0
介護納付金		0
	介護納付金	0
歳 出 合 計		7,578,800

平成30年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

平成30年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 診療収入		112,870
	1. 外来収入	108,170
	2. その他検査等収入	4,700
2. 使用料及び手数料		12,047
	1. 使用料	216
	2. 手数料	11,831
3. 財産収入		4
	1. 財産運用収入	4
4. 繰入金		12,045
	1. 基金繰入金	11,810
	2. 特別会計繰入金	235
6. 諸収入		34
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	33
繰越金		0
	繰越金	0
歳 入 合 計		137,000

(歳出)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 総務費		68,345
	1. 施設管理費	68,106
	2. 研究研修費	239
2. 医業費		68,134
	1. 医業費	68,134
3. 基金積立金		4
	1. 基金積立金	4
4. 公債費		17
	1. 公債費	17
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		137,000

平成30年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成30年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)		(単位：千円)
款	項	本年度予算額
1. 諸収入		9,900

	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	9,899
歳入合計		9,900

(歳出) (単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 住宅新築資金等貸付事業費		5
	1. 運用管理費	5
2. 公債費		9,895
	1. 公債費	9,895
歳出合計		9,900

平成30年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

平成30年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、360,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入) (単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		21,616
	1. 使用料	21,616
2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
3. 繰入金		12,782
	1. 一般会計繰入金	12,782
歳入合計		34,400

(歳出) (単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		32,108
	1. 駐車場費	32,108
2. 公債費		2,192
	1. 公債費	2,192
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		34,400

平成30年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

平成30年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,135,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 保険料		1,347,906
	1. 介護保険料	1,347,906
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1,393,051
	1. 国庫負担金	984,646
	2. 国庫補助金	408,405
4. 支払基金交付金		1,534,945
	1. 支払基金交付金	1,534,945
5. 県支出金		849,051
	1. 県負担金	800,875
	2. 県補助金	48,176
6. 財産収入		39
	1. 財産運用収入	39
7. 繰入金		989,883
	1. 一般会計繰入金	895,513
	2. 基金繰入金	94,370
9. 諸収入		20,613
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	60
	3. 雑入	20,543
歳入合計		6,135,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		128,916
	1. 総務管理費	78,130
	2. 徴収費	3,679
	3. 介護認定審査会費	46,796
	4. 介護保険運営協議会費	311
2. 保険給付費		5,493,912
	1. 給付諸費	5,493,912
3. 地域支援事業費		351,819
	1. 介護予防・生活支援総合事業費	212,114
	2. 包括的支援事業・任意事業費	139,705
5. 基金積立金		158,296
	1. 基金積立金	158,296
6. 公債費		201
	1. 公債費	201
7. 諸支出金		2,356
	1. 償還金及び還付加算金	2,356
歳出合計		6,135,500

平成30年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

平成30年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ814,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 後期高齢者医療保険料		540,354
	1. 後期高齢者医療保険料	540,354
2. 使用料及び手数料		36
	2. 手数料	36
3. 繰入金		258,826
	1. 一般会計繰入金	258,826
5. 諸収入		13,428
	1. 市預金利子	20
	2. 雑入	13,406
	3. 延滞金加算金及び過料	2
7. 国庫支出金		1,356
	2. 国庫補助金	1,356
歳入合計		814,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		36,507
	1. 総務管理費	35,210
	2. 徴収費	1,297
2. 後期高齢者医療広域連合負担金		763,897
	1. 後期高齢者医療広域連合負担金	763,897
3. 保健事業費		11,906
	1. 保健事業費	11,906
4. 公債費		90
	1. 公債費	90
5. 諸支出金		1,500
	1. 償還金及び還付加算金	1,500
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		814,000

平成30年度大和田高田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度大和田高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予算量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	7,020,000 ³ m
(うち県営水道からの受水量)	7,020,000 ³ m
(2) 一日平均配水量	19,232 ³ m
(3) 平均給水件数	30,815件
(4) 主要な建設改良事業	
イ. 配水管布設、布設替及び移設工事	444,054千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,911,881千円
第1項 営業収益	1,805,477千円
第2項 営業外収益	106,329千円
第3項 特別利益	75千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,730,358千円
第1項 営業費用	1,664,648千円
第2項 営業外費用	62,710千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	2,000千円
(資本的収入及び支出)	

第4条 基本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額349,989千円は当年度分損益勘定留保資金298,863千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,105千円、建設改良積立金28,021千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 基本的収入	329,047千円
第1項 企業債	150,000千円
第3項 負担金	179,047千円
支 出	
第1款 資本的支出	679,036千円
第1項 建設改良費	511,174千円
第2項 企業債償還金	165,862千円
第6項 予備費	2,000千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業債	150,000千円	証書借入	3.0% 以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 187,790千円

(2) 交際費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,493千円と定める。

平成30年度大和田高田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度大和田高田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予算量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数 12,200戸

(2) 年間総排水量 2,700,000m³

(3) 主要な建設改良事業 管路建設費等 1,225,448千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益 1,410,411千円

第1項 営業収益 409,328千円

第2項 営業外収益 1,000,583千円

第6項 国庫補助金 500千円

支 出

第1款 下水道事業費用 1,336,166千円

第1項 営業費用 1,088,460千円

第2項 営業外費用 247,456千円

第3項 特別損失 50千円

第4項 予備費 200千円

(資本的収入及び支出)

第4条 基本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額257,968千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額69,126千円、当年度分損益勘定留保資金162,426千円、当年度利益剰余金予定処分額26,416千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 基本的収入 2,083,253千円

第1項 企業債 1,406,220千円

第2項 他会計補助金 317,533千円

第3項 国庫補助金 356,000千円

第4項 長期貸付金償還金	3,500千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,341,221千円
第1項 建設改良費	1,225,448千円
第2項 企業債償還金	1,112,073千円
第3項 長期貸付金	3,500千円
第4項 予備費	200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	879,700千円	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	3.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	526,520千円			
計	1,406,220千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 73,760千円

(他会計からの補助)

第9条 下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は681,606千円である。

平成30年度大和高田市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度大和高田市病院事業会計の予算は、次の定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数		320床
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	入院患者数 93,323人	外来患者数 205,448人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数 256人	外来患者数 842人

(4) 主要な建設改良事業	設備改良費	1千円
	設備新設費	1千円
	固定資産購入費	117,400千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			7,545,143千円
第1項 医業収益			7,170,324千円
第2項 医業外収益			369,817千円
第3項 特別利益			5,002千円

	支	出	
第1款 病院事業費用			7,523,224千円
第1項 医業費用			7,253,013千円
第2項 医業外収益			241,609千円
第3項 特別損失			27,602千円
第4項 予備費			1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額421,759千円は、過年度分損益勘定留保資金199,487千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,696千円、当年度分損益勘定留保資金213,576千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 基本的収入			310,003千円
第1項 企業債			110,000千円
第2項 補助金			1千円
第3項 負担金			200,000千円
第4項 固定資産売却代			1千円
第5項 寄附金			1千円

	支	出	
第1款 資本的支出			731,762千円
第1項 建設改良費			122,410千円
第2項 企業債償還金			608,852千円
第3項 予備費			500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院事業に係る貸借	平成31年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額
病院事業に係る委託	平成31年度から契約期限到来の日まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還方法
病院医療器械整備事業	110,00千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 収益的支出における各項間の流用
2. 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 4,392,780千円
2. 交際費 400千円

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は540,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、821,460千円と定める。

平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第11号)

平成29年度大和高田市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,081,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		7,184,815	130,078	7,314,893
	1. 地方交付税	7,184,815	130,078	7,314,893
13. 国庫支出金		4,459,872	88,725	4,548,597
	1. 国庫負担金	4,131,793	8,568	4,140,361
	2. 国庫補助金	303,548	80,157	383,705
14. 県支出金		1,527,563	4,550	1,532,113
	1. 県負担金	1,116,960	4,477	1,121,437
	2. 県補助金	291,762	73	291,835
15. 財産収入		261,944	△43,294	218,650
	2. 財産売払収入	236,001	△43,294	192,707
16. 寄附金		922	4,033	4,955
	1. 寄附金	922	4,033	4,955
18. 繰越金		128,150	115,666	243,816
	1. 繰越金	128,150	115,666	243,816
19. 諸収入		249,156	33,242	282,398
	4. 雑入	234,486	33,242	267,728
20. 市債		1,650,200	294,000	1,944,200
	1. 市債	1,650,200	294,000	1,944,200
補正されなかった科目に係る額		8,991,378	0	8,991,378
歳入合計		24,454,000	627,000	25,081,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		237,940	256	238,196
	1. 議会費	237,940	256	238,196
2. 総務費		2,377,600	67,020	2,444,620
	1. 総務管理費	1,873,377	77,788	1,951,165
	3. 戸籍住民基本台帳費	127,117	△10,768	116,349
3. 民生費		11,072,211	145,237	11,217,448
	1. 社会福祉費	5,059,074	97,625	5,156,699
	2. 児童福祉費	3,015,607	44,589	3,060,196
	3. 生活保護費	2,997,226	3,023	3,000,249
4. 衛生費		2,876,110	34,821	2,910,931
	1. 保健衛生費	1,032,491	44,500	1,076,991
	2. 清掃費	1,843,619	△9,679	1,833,940
9. 消防費		821,145	5,612	826,757
	1. 消防費	821,145	5,612	826,757
10. 教育費		2,478,015	387,991	2,866,006
	1. 教育総務費	428,271	407	428,678
	3. 中学校費	207,024	385,286	592,310
	5. 幼稚園費	197,571	2,298	199,869
11. 災害復旧費		83,304	0	83,304
	1. 公共土木施設災害復旧費	56,004	0	56,004

12. 公債費		2,480,140	△13,937	2,466,203
	1. 公債費	2,480,140	△13,937	2,466,203
補正されなかった科目に係る額		2,027,535	0	2,027,535
歳出合計		24,454,000	627,000	25,081,000

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	4,340
		側溝維持工事	4,760
	河川費	河川調査業務	6,600
		排水路改良工事	4,627
		貯留施設整備工事	68,260
	都市計画費	シビックコア地区基本構想策定業務	8,560
本郷大中線街路事業		43,873	
教育費	中学校費	高田西中学校大規模改造事業	79,983
		高田中学校体育館増改築事業	305,303
災害復旧費	公共土木施設 災害復旧費	土木施設災害復旧事業	43,300
	農林水産業施設 災害復旧費	農業施設災害復旧事業	17,480

第3表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	期間	限度額
高田西中学校大規模改造工事	平成32年3月末まで	182,000
高田西中学校大規模改造工事に伴う施工監理料	平成32年3月末まで	4,627

第4表 地方債補正

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

中学校体育館増改築事業	千円 7,600	(借入方法) 普通貸借 又は証券 発行の方 法による。	% 3.0 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金こ ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期間を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることがで る。	千円 246,700	(借入方法) 普通貸借 又は証券 発行の方 法による。	% 3.0 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期間を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることができる。
中学校大規模改造事業	千円 7,500	〃	〃	〃	千円 62,400	〃	〃	〃

平成29年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)

平成29年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,651千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,785,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		2,629,219	△58,451	2,570,768
	2. 国庫補助金	1,075,257	△58,451	1,016,806
6. 県支出金		507,204	118	507,322
	2. 県補助金	425,183	118	425,301
9. 繰入金		633,017	96,984	730,001
	1. 一般会計繰入金	633,016	96,984	730,000
補正されなかった科目に係る額		5,977,619	0	5,977,619
歳入合計		9,747,059	38,651	9,785,710

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		111,228	442	111,670
	1. 総務管理費	91,138	442	91,580
2. 保険給付費		5,923,472	△6,300	5,917,172

	3. 出産育児諸費	37,819	△6,300	31,519
4. 前期高齢者納付金等		3,526	37	3,563
	1. 前期高齢者納付金等	3,526	37	3,563
10. 諸支出金		9,590	44,472	54,062
	1. 償還金及び還付加算金	7,600	41,472	49,072
	2. 繰出金	390	3,000	3,390
補正されなかった科目に係る額		3,699,243	0	3,699,243
歳 出 合 計		9,747,059	38,651	9,785,710

平成29年度大和高田市下水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成29年度大和高田市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度大和高田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	2,174,946千円	△265,000千円	1,909,946千円
第1項 下水道事業債	1,493,913千円	△127,000千円	1,366,913千円
第3項 国庫補助金	360,000千円	△138,000千円	222,000千円
	支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	2,382,217千円	△265,000千円	2,117,217千円
第1項 建設改良費	1,277,018千円	△276,000千円	1,001,018千円
第2項 企業債償還金	1,101,499千円	11,000千円	1,112,499千円

平成29年度大和高田市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成29年度大和高田市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	7,442,439千円	445,000千円	7,486,939千円
第1項 医業収益	7,085,782千円	10,000千円	7,095,782千円
第2項 医業外収益	351,655千円	34,500千円	386,155千円
支 出			
第1款 病院事業費用	7,451,232千円	58,069千円	7,509,301千円
第1項 医業費用	7,176,678千円	55,938千円	7,232,616千円
第2項 医業外費用	245,952千円	2,131千円	248,083千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 職員給与費	4,188,123千円	56,552千円	4,244,675千円

第4条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「540,000千円」を「584,500千円」に改める。

告示第25号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第9条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

大和高田市長 吉田 誠克

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1531	高531号線	土庫1丁目679番5先	
		土庫1丁目679番9先	
1532	高532号線	大字有井159番8先	
		大字有井159番5先	
1533	高533号線	曾大根1丁目41番23先	
		曾大根1丁目41番10先	
1534	高534号線	春日町1丁目523番52先	
		春日町1丁目523番56先	
1535	高535号線	春日町1丁目523番57先	
		春日町1丁目523番61先	
1536	高536号線	中三倉堂2丁目658番4先	
		中三倉堂2丁目658番10先	
1537	高537号線	大字築山179番33先	
		大字築山179番16先	
1538	高538号線	大字築山179番31先	
		大字築山179番7先	
1539	高539号線	大字曾大根436番3先	
		大字曾大根436番5先	
1540	高540号線	大字勝目59番10先	
		大字勝目59番5先	
1541	高541号線	大字田井174番先	
		大字田井172番8先	
1542	高542号線	大字有井100番4先	
		大字有井94番20先	
1543	高543号線	東中2丁目215番2先	
		東中2丁目263番1先	
1544	高544号線	東中2丁目260番2先	
		東中2丁目260番9先	
1545	高545号線	東中2丁目255番1先	
		東中2丁目254番10先	
1546	高546号線	北片塩町58番3先	
		北片塩町55番1先	
2039	瀬 39号線	大字池尻74番2先	
		大字池尻76番1先	
3162	陵162号線	大字市場178番3先	
		大字市場178番11先	
3163	陵163号線	大字大谷441番1先	
		大字大谷744番13先	
3164	陵164号線	大字市場167番3先	
		大字市場168番12先	
3165	陵165号線	大字池田234番7先	
		大字池田232番15先	

3166	陵166号線	大字池田232番26先	
		大字池田232番7先	
3167	陵167号線	大字池田226番41先	
		大字池田226番11先	
3168	陵168号線	大字池田226番30先	
		大字池田226番35先	
3169	陵169号線	大字池田223番14先	
		大字池田223番10先	
3170	陵170号線	大字池田226番38先	
		大字池田267番48先	
3171	陵171号線	大字池田223番16先	
		大字池田240番28先	
3172	陵172号線	大字池田240番25先	
		大字池田245番10先	
3173	陵173号線	大字池田240番17先	
		大字池田245番13先	
3174	陵174号線	大字池田240番8先	
		大字池田245番19先	
3175	陵175号線	大字池田240番2先	
		大字池田267番2先	
3176	陵176号線	大字池田272番39先	
		大字池田267番10先	
3177	陵177号線	大字池田272番44先	
		大字池田267番27先	
3178	陵178号線	大字大谷560番21先	
		大字大谷560番84先	
3179	陵179号線	大字大谷560番14先	
		大字大谷560番102先	
3180	陵180号線	大字大谷560番8先	
		大字大谷564番9先	
3180	陵181号線	大字大谷560番2先	
		大字大谷564番16先	
3181	陵182号線	大字岡崎30番2先	
		大字岡崎39番1先	
3182	陵183号線	大字岡崎39番1先	
		大字岡崎45番先	
3183	陵184号線	大字市場564番17先	
		大字市場575番2先	
4128	天128号線	大字奥田35番3先	
		大字奥田34番8先	
4129	天129号線	大字吉井48番1先	
		大字吉井48番2先	
4130	天130号線	大字根成柿329番20先	
		大字根成柿329番13先	
4131	天131号線	大字出90番2先	
		大字出91番8先	
4132	天132号線	大字出85番14先	
		大字出88番8先	
4133	天133号線	大字出80番3先	
		大字出82番4先	
4134	天134号線	大字出95番3先	

大字出96番6先

告示第26号

市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 道路の種類 市道

2. 路線名その他

路線名	区 間	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高531号線	土庫1丁目679番5先から 土庫1丁目679番9先まで	6.0~8.0	45.3	
高532号線	大字有井159番8先から 大字有井159番5先まで	6.0~8.0	34.2	
高533号線	曾大根1丁目41番23先から 曾大根1丁目41番10先まで	6.0~6.0	148.8	
高534号線	春日町1丁目523番52先から 春日町1丁目523番56先まで	6.0~8.0	22.8	
高535号線	春日町1丁目523番57先から 春日町1丁目523番61先まで	6.0~8.0	23.5	
高536号線	中三倉堂2丁目658番4先から 中三倉堂2丁目658番10先まで	6.0~8.0	102.2	
高537号線	大字築山179番33先から 大字築山179番16先まで	6.0~8.0	84.4	
高538号線	大字築山179番31先から 大字築山179番7先まで	6.0~8.0	21.2	
高539号線	大字曾大根436番3先から 大字曾大根436番5先まで	6.0~8.0	67.2	
高540号線	大字勝目59番10先から 大字勝目59番5先まで	6.0~8.0	41.3	
高541号線	大字田井174番先から 大字田井172番8先まで	6.0~6.0	101.8	
高542号線	大字有井100番4先から 大字有井94番20先まで	6.0~8.0	97.9	
高543号線	東中2丁目215番2先から 東中2丁目263番1先まで	5.0~7.4	213.8	
高544号線	東中2丁目260番2先から 東中2丁目260番9先まで	6.0~8.0	88.2	
高545号線	東中2丁目255番1先から 東中2丁目254番10先まで	6.0~8.0	84.6	
高546号線	北片塩町58番3先から 北片塩町55番1先まで	4.0~4.5	77.2	
瀬 39号線	大字池尻74番2先から 大字池尻76番1先まで	6.0~8.0	40.7	
陵162号線	大字市場178番3先から 大字市場178番11先まで	6.0~8.0	36.9	

陵163号線	大字大谷441番1先から 大字大谷744番13先まで	6.0~8.0	50.0	
陵164号線	大字市場167番3先から 大字市場168番12先まで	6.0~8.0	96.2	
陵165号線	大字池田234番7先から 大字池田232番15先まで	4.0~4.2	97.8	
陵166号線	大字池田232番26先から 大字池田232番7先まで	4.0~4.0	100.4	
陵167号線	大字池田226番41先から 大字池田226番11先まで	4.0~4.0	99.4	
陵168号線	大字池田226番30先から 大字池田226番35先まで	4.0~4.0	98.3	
陵169号線	大字池田223番14先から 大字池田223番10先まで	3.9~4.0	58.5	
陵170号線	大字池田226番38先から 大字池田267番48先まで	3.6~4.3	225.9	
陵171号線	大字池田223番16先から 大字池田240番28先まで	3.9~4.1	198.1	
陵172号線	大字池田240番25先から 大字池田245番10先まで	4.0~4.1	107.8	
陵173号線	大字池田240番17先から 大字池田245番13先まで	4.1~4.1	108.8	
陵174号線	大字池田240番8先から 大字池田245番19先まで	3.9~4.1	110.0	
陵175号線	大字池田240番2先から 大字池田267番2先まで	3.9~4.0	109.8	
陵176号線	大字池田272番39先から 大字池田267番10先まで	4.1~4.1	110.3	
陵177号線	大字池田272番44先から 大字池田267番27先まで	4.0~4.1	110.8	
陵178号線	大字大谷560番21先から 大字大谷560番84先まで	3.3~3.6	21.7	
陵179号線	大字大谷560番14先から 大字大谷560番102先まで	3.8~3.8	30.3	
陵180号線	大字大谷560番8先から 大字大谷564番9先まで	3.7~3.8	39.4	
陵181号線	大字大谷560番2先から 大字大谷564番16先まで	4.0~4.8	50.7	
陵182号線	大字岡崎30番2先から 大字岡崎39番1先まで	1.8~4.3	53.9	
陵183号線	大字岡崎39番1先から 大字岡崎45番先まで	2.0~7.2	69.2	
陵184号線	大字市場564番17先から 大字市場575番2先まで	4.0~5.6	220.4	
天128号線	大字奥田35番3先から 大字奥田34番8先まで	6.8~8.8	88.5	
天129号線	大字吉井48番1先から 大字吉井48番2先まで	6.0~8.0	64.0	
天130号線	大字根成柿329番20先から 大字根成柿329番13先まで	6.0~8.0	67.2	
天131号線	大字出90番2先から	6.0~8.0	57.9	

	大字出91番8先まで			
天132号線	大字出85番14先から 大字出88番8先まで	6.0~8.0	72.1	
天133号線	大字出80番3先から 大字出82番4先まで	6.0~8.0	47.3	
天134号線	大字出95番3先から 大字出96番6先まで	5.0~5.0	80.1	

3. 供用開始の期日 平成30年3月19日

告示第27号

市道路線変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を変更する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

大和高田市長 吉田 誠克

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	重要な経過地
3079	旧	陵 79号線	大和高田市大字市場511番先 大和高田市大字岡崎39番1先	
	新		大和高田市大字市場511番先 大和高田市大字市場684番2先	
3108	旧	陵108号線	大和高田市大字市場503番7先 大和高田市大字市場575番2先	
	新		大和高田市大字市場503番7先 大和高田市大字市場547番15先	
3129	旧	陵129号線	大和高田市大字大谷293番8先 大和高田市大字大谷292番4先	
	新		大和高田市大字大谷293番8先 大和高田市大字大谷301番2先	
3135	旧	陵135号線	大和高田市大字大谷577番7先 大和高田市大字大谷568番39先	
	新		大和高田市大字大谷577番7先 大和高田市大字大谷567番4先	
3157	旧	陵157号線	大和高田市大字大中13番1先 大和高田市大字岡崎39番1先	
	新		大和高田市大字岡崎46番7先 大和高田市大字大中13番1先	

告示第28号

市道の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域の変更を次のように決定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

大和高田市長 吉田 誠克

路線名	変更の区間	変更前の幅員（m）	変更前の延長（m）
		変更後の幅員（m）	変更後の延長（m）
陵 79号線	大和高田市大字市場511番先から 大和高田市大字市場684番2先まで	1.8～9.4	560.8
		3.2～9.4	679.5
陵108号線	大和高田市大字市場503番7先から 大和高田市大字市場575番2先まで	4.0～6.6	212.8
		5.6～6.6	102.4
陵129号線	大和高田市大字大谷293番8先から 大和高田市大字大谷301番2先まで	4.4～5.1	102.8
		4.0～5.6	212.6
陵135号線	大和高田市大字大谷577番7先から 大和高田市大字大谷567番4先まで	4.0～4.3	123.8
		3.9～4.3	165.1
陵157号線	大和高田市大字岡崎46番7先から 大和高田市大字大中13番1先まで	1.3～7.2	529.0
		1.3～9.1	488.8

告示第29号

供用の開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始する。その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

大和高田市長 吉田 誠克

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
陵 79号線	大和高田市大字市場511番先から 大和高田市大字市場684番2先まで	平成30年3月19日
陵108号線	大和高田市大字市場503番7先から 大和高田市大字市場547番15先まで	平成30年3月19日
陵129号線	大和高田市大字大谷293番8先から 大和高田市大字大谷301番2先まで	平成30年3月19日
陵135号線	大和高田市大字大谷577番7先から 大和高田市大字大谷567番4先まで	平成30年3月19日
陵157号線	大和高田市大字岡崎46番7先から 大和高田市大字大中13番1先まで	平成30年3月19日

告示第30号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を廃止する。その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

大和高田市長 吉田 誠克

路線番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
3015	陵 15号線	大字池田245番13先	
		大字池田232番26先	
3016	陵 16号線	大字池田267番10先	
		大字池田226番30先	
3081	陵 81号線	大字岡崎46番1先	
		大字市場683先	
3095	陵 95号線	大字岡崎33番1先	

大字岡崎45番先

告示第31号

市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 道路の種類 市道

2. 路線名その他

路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
高 60号線	大字松塚493番先から 大字松塚491番1先まで	前	4.2~4.3	62.4	面積増
		後	4.7~4.8	62.4	
高 63号線	大字東雲町929番1先から 大字東雲町921番1先まで	前	2.5~3.3	100.6	"
		後	2.9~3.3	100.6	
高 80号線	大字有井161番1先から 大字有井159番8先まで	前	4.9~5.2	28.9	"
		後	5.2~5.2	28.9	
高142号線	北片塩町1587番先から 北片塩町55番1先まで	前	2.4~3.3	22.3	"
		後	2.7~3.5	22.3	
高185号線	片塩町284番3先から 片塩町274番7先まで	前	7.5~8.1	36.9	面積減
		後	7.6~7.8	36.9	
高207号線	東中二丁目373番1先から 東中二丁目263番1先まで	前	2.9~3.6	80.1	面積増
		後	4.0~4.4	80.1	
高212号線	大字田井181番先から 大字田井172番1先まで	前	5.2~5.2	18.5	面積増
		後	5.2~5.3	18.5	
高219号線	大字勝目68番5先から 大字勝目59番1先まで	前	4.2~4.4	35.9	"
		後	5.8~6.0	35.9	
高238号線	大字曾大根143番1先から 大字曾大根143番2先まで	前	4.3~4.3	3.4	面積減
		後	4.3~4.3	2.5	
高239号線	大字曾大根142番先から 大字曾大根160番2先まで	前	5.9~8.1	30.1	面積増
		後	8.0~10.2	30.1	
高239号線	大字曾大根157番先から 大字曾大根158番2先まで	前	5.6~6.7	4.0	"
		後	6.7~7.0	4.0	
瀬 33号線	大字池尻120番1先から 大字池尻74番2先まで	前	3.8~3.8	24.8	"
		後	5.0~5.0	24.8	
陵 49号線	大字野口139番1先から 大字野口90番先まで	前	2.7~3.2	21.3	"
		後	3.6~5.3	21.3	
陵 57号線	大字野口76番21先から 大字野口90番先まで	前	2.5~4.2	25.7	"
		後	4.5~4.7	25.7	
陵 60号線	大字池田312番7先から 大字池田440番6先まで	前	5.7~6.1	223.8	"
		後	6.6~6.9	223.8	
陵 62号線	大字市場284番1先から 大字池田2番2先まで	前	3.8~6.3	57.2	"
		後	7.1~9.9	57.2	
陵 63号線	大字池田412番2先から 大字池田595番先まで	前	3.5~3.7	14.4	面積減
		後	3.3~3.4	14.4	

陵 79号線	大字岡崎52番1先から 大字市場684番1先まで	前	5.0~5.0	14.7	面積増
		後	6.0~6.0	14.7	
陵 91号線	大字市場168番先から 大字市場376番5先まで	前	5.0~6.1	11.2	"
		後	5.0~6.5	11.2	
陵157号線	大字岡崎45番先から 大字岡崎46番1先まで	前	2.4~6.0	68.6	"
		後	4.0~9.1	68.6	
天 6号線	大字出105番2先から 大字出91番1先まで	前	4.0~4.0	16.5	"
		後	6.0~6.0	16.5	
天 6号線	大字出103番24先から 大字出88番1先まで	前	4.1~4.1	17.5	面積増
		後	6.0~6.0	17.5	
天 6号線	大字出98番1先から 大字出80番3先まで	前	4.0~4.0	29.8	"
		後	4.4~4.4	29.8	
天 16号線	大字西坊城267番1先から 大字西坊城303番1先まで	前	2.0~8.1	8.7	"
		後	2.0~2.3	14.1	
天 17号線	大字西坊城266番先から 大字西坊城300番1先まで	前	2.3~4.0	13.6	"
		後	2.3~4.4	13.6	
天 32号線	大字奥田139番1先から 葛城川右岸堤防敷地まで	前	5.3~12.6	526.8	"
		後	4.0~13.5	525.0	
天 59号線	大字奥田35番先から 大字奥田26番4先まで	前	3.6~3.8	47.2	"
		後	4.2~4.5	47.2	
天 69号線	大字奥田39番1先から 大字奥田480番5先まで	前	4.3~4.8	34.2	"
		後	4.9~5.1	34.2	
天 69号線	大字根成柿241番1先から 大字根成柿210番1先まで	前	4.1~4.2	25.7	"
		後	4.4~4.8	25.7	
天 81号線	大字奥田212番1先から 大字奥田568番1先まで	前	5.6~15.1	140.9	"
		後	10.0~18.2	138.3	
天 97号線	大字根成柿495番3先から 大字根成柿461番先まで	前	3.5~5.2	17.8	面積減
		後	3.0~3.0	19.7	
天119号線	大字根成柿329番8先から 大字根成柿327番9先まで	前	5.8~6.1	27.2	面積増
		後	6.0~6.1	27.2	

3. 供用開始の期日 平成30年3月19日

告示第32号

大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月23日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱(平成22年告示第51号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3,500円」を「5,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

告示第33号

大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月23日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示
大和高田市立病院に勤務する臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1看護助手の項中「7,200円」を「7,600円」に、「900円」を「950円」に改め、同表給食調理師の項中「7,200円」を「7,600円」に、「900円」を「950円」に改める。

別表第2中「1.05」を「1.075」に、「1.2」を「1.225」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

告示第34号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項に基づき、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月23日

大和高田市長 吉田 誠克

1 受託者の住所・氏名

(1) 大和高田市大字池田418番地1

公益社団法人 大和高田市シルバー人材センター 理事長 坂本 勝

2 委託した事務の範囲

大和高田市市営斎場に係る使用料の領収及び保管

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

告示第35号

大和高田市し尿くみ取り手数料集金事務委託規則(昭和46年規則第11号)に基づき、し尿くみ取り手数料集金事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示する。

平成30年3月23日

大和高田市長 吉田 誠克

1 委託した者

省略(市役所前掲示板に掲示済み)

2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

告示第36号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年3月28日

大和高田市長 吉田 誠克

1 この通知の発送年月日

平成30年3月12日

2 送達を受けるべき者

省略 (市役所前の掲示場に掲示済み)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第37号

大和高田市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月28日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市日中一時支援事業実施要綱(平成18年告示第121号)の一部を次のように改正する。

第1条中「預かり」を「預かることで」、「事業」という。」を「「日中一時支援事業」という。」に改める。

第2条中「この事業」を「日中一時支援事業」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「施設入所支援、療養介護若しくは共同生活援助の支給決定を受けている者又は」を加え、「又は要支援認定」を「若しくは要支援認定」に改める。

第3条中「事業は」を「市長は、日中一時支援事業の実施について」に、「で次の各号のいずれにも該当するものの管理者(以下「施設管理者」という。)に委託して行うものとする」を「又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15の規定により児童発達支援若しくは放課後等デイサービスの指定障害児通所支援事業者として指定を受けた事業所に委託することができる」に改め、同条各号を削り、同条に次の3項を加える。

2 前項の規定により委託を受ける事業所は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 障害者等の障害の程度に応じた見守り等の支援を行うための適切な人員を確保し、配置することができること。
- (2) 日中一時支援に利用する居室等の施設について、適正な面積を確保し、安全及び衛生に配慮していること。
- (3) 安定的に日中一時支援を行うことができること。

3 日中一時支援事業の利用日数は、対象者1人あたり1月につき5日までとする。ただし、法に基づく障害福祉サービス又は児童福祉法に基づく障害児通所支援を行う事業所の事情により障害者等が必要なサービスを受けられない等特別な理由があるときは、この限りでない。

4 前項の利用日数は、次の各号に掲げる1日あたりの利用時間の区分に応じ、当該各号に定める日数に換算して計算するものとする。

- (1) 4時間未満 0.25日
- (2) 4時間以上8時間未満 0.5日
- (3) 8時間以上 0.75日

第4条第1項中「この事業」を「日中一時支援事業」に改め、「(以下「申請者」という。)」を削り、同条第2項中「事業の」を「日中一時支援事業の」に改め、「により」の次に「前項の規定による」を加える。

第5条第1項中「事業の」を「日中一時支援事業の」に改め、「以下「利用者証」という。」を削り、同条第2項中「利用者証」を「前項に規定する利用者証」に、「事業」を「日中一時支援事業」に改め、同条第3項中「事業」を「日中一時支援事業」に改める。

第6条第1項中「利用者証」を「第5条第1項に規定する利用者証」に改める。

第7条の見出し中「廃止」を「取消し」に改め、同条第1項中「事業」を「日中一時支援事業」に、「廃止する」を「取り消す」に改め、同条第2項中「事業の利用を廃止したときは、日中一時支援事

業利用廃止決定通知書」を「日中一時支援事業の利用を取り消したときは、日中一時支援事業利用決定取消通知書」に改める。

第8条第1項中「事業」を「日中一時支援事業」に、「施設管理者(以下「届出者」という。)」を「事業者」に改め、同条第2項中「当該届出者が事業」を「事業者が日中一時支援事業」に、「当該届出者と事業」を「当該事業者と日中一時支援事業」に改める。

第9条第1項中「事業」を「日中一時支援事業」に改め、同条第2項及び第3項中「事業に」を「日中一時支援事業に」に改める。

第13条を第14条とし、第12条中「事業の」を「日中一時支援事業の」に改め、同条を第13条とし、第11条中「事業の」を「日中一時支援事業の」に改め、同条を第12条とし、第10条中「事業に」を「日中一時支援事業に」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(併給の制限)

第10条 利用者が日中一時支援事業に係るサービスの提供を受けた日と同日内において、障害福祉サービス又は障害児通所支援を重複して受けたときは、市長は、利用者に対する費用の給付又は日中一時支援事業者に対する費用の支払を行わないものとする。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

別表第1中「・他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。

また、自室に閉じこもって何もしないでいる。」を

「・他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。

また、自室に閉じこもって何もしないでいる。

・学習障害のため、読み書きが困難」に改める。

様式第6号中「日中一時支援事業利用廃止決定通知書」を「日中一時支援事業利用決定取消通知書」に、「利用の廃止を決定した」を「利用決定を取り消した」に、「廃止期日」を「取消期日」に、「廃止する理由」を「取り消した理由」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

公 告

公告第10号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年3月2日

大和高田市長 吉田 誠克

公告第11号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年3月8日

大和高田市長 吉田 誠克

1	業務名	大和高田市流域対策検討業務
2	履行場所	大和高田市内
3	履行期間	契約締結日から平成30年12月28日(金)まで

	(※18 その他(4)を参照すること。)
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務(河川・砂防及び海岸・海洋部門)に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成24年4月1日以降において、官公庁発注の地理情報システム(GIS)によるデータ構築を含む同種業務を元請けで履行実績を有する者であること。</p> <p>(3) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ27001】を認証取得している者であること。</p> <p>(4) 奈良県内に本店又は支店等を有する者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 平成24年4月1日以降における同種業務の契約書の写し及び登録内容確認書(テクリス)等(業務の同等確認できるもの)の写し</p> <p>③ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し</p> <p>④ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成30年3月9日(金)から平成30年3月19日(月)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年3月20日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年3月27日(火)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年3月28日(水)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年3月29日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年3月30日(金)午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び</p>

	虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限基準比較価格	¥2,960,000-(消費税等抜き)
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとなります。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。 (4) 本案件は繰越を予定しています。ただし、大和高田市議会で繰越承認の議決が得られない場合には、入札を中止します。

公告第12号

不動産等の最高価申込者等決定公告

平成30年3月16日
大和高田市長 吉田 誠克

国税徴収法第104条の規定により、公告第7号の公売に係る公売財産の最高価申込者を、同法第104条の2の規定により同じく次順位買受申込者を下記のとおり決定したから、同法第106条第2項の規定により公告する。

記

公 売 財 産		最高価申込 価 額 (円)	最高価申込 者の氏名又 は名称	次順位買受申 込 価 額 (円)	次順位買受申 込者の氏名又 は名称
売却区分番号	大和高田市-3-2				
名 称、性 質、そ の 他		数量			
(一棟の建物の表示) 所在 奈良県大和高田市大字市場 181番地1 建物の名称 大和高田リバティ2番館 構造 鉄筋コンクリート造ルーフィ ング葺5階建 床面積 1階 146.62㎡ 2階 379.82㎡ 3階 379.82㎡ 4階 379.82㎡ 5階 379.82㎡ 新築 平成3年3月15日 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 1 所在および地番 奈良県大和高田市 大字市場181番1 地目 宅地 地積 865.68㎡ (専有部分の建物の表示)					

家屋番号 市場 181番1の205 建物の名称 205 種類 居宅 構造 鉄筋コンクリート造1階建 床面積 2階部分 57.65㎡ (敷地権の表示) 土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 922230分の34590 以上 登記簿による表示					
最高価申込者等の決定年月日			平成30年3月13日		
売却 決定 期日	最高価申込者		次順位買受申込者		
	日時	平成30年3月16日 17時00分	-		
	場所	大和高田市役所 収納対策室	-		

教育委員会

教育委員会規則第4号

大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年12月19日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市立幼稚園規則の一部を改正する規則

大和高田市立幼稚園規則（昭和43年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「浮孔西幼稚園」を「菅原幼稚園、陵西幼稚園及び浮孔西幼稚園」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会告示第3号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を下記のとおり招集する。

平成30年3月14日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

日 時 平成30年3月16日（金）午前3時00分～

場 所 大和高田市役所別棟 2階 教育長室

議 案 第1号 教職員人事について

第3号 その他

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成30年3月16日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

日 時 平成30年3月23日（金）午前3時00分～

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議 案 第1号 第71回大和高田市民体育大会《種目別大会》実地要項（案）について

第2号 後援願について
第3号 その他

農業委員会

農業委員会告示第3号

大和高田市農業委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年3月27日

大和高田市農業委員会 会長 今村 平治郎

日時 平成30年4月10日(金)午後3時

場所 市役所 3階 東会議室

議案

第1号 農地法第3条1項について申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農地法第18条第6項について通知の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について

第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画について

第6号 その他

公平委員会

公平委員会規則第1号

大和高田市公平委員会処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月29日

大和高田市公平委員会 委員長 宮内 嵩

大和高田市公平委員会処務規則の一部を改正する規則

大和高田市公平委員会処務規則(昭和46年公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「法制を担当する係長」を「課長補佐及び法制を担当する係長」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公営企業

企業管理規程第1号

大和高田市下水道条例施行規程を次のように定める。

平成29年4月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市下水道条例施行規程

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 公共下水道の構造の技術上の基準(第2条・第3条)

第3章 排水設備の設置等(第4条—第10条)

第4章 除害施設(第11条—第14条)

第5章 公共下水道の使用(第15条—第22条)

第6章 都市下水路(第23条)

第7章 公共下水道の敷地等の占用(第24条—第26条)

第8章 雑則(第27条—第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 公共下水道の構造の技術上の基準

(耐震性能を確保するために講ずべき措置)

第2条 条例第2条の3第4号(条例第37条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定める措置は、耐震性能を確保するための次に掲げる措置とする。

(1) 排水施設(これを補完する施設を含む。この条において同じ。)の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(4) 前3号に定めるもののほか、排水施設に用いられる材料、排水施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 耐震性能は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設及び破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設 次に定めるところによる。

ア 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ 施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動に対して生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(2) 前号に掲げる排水施設以外の排水施設 同号アに定めるところとする。

(排水管内径及び排水渠の断面積の数値)

第3条 条例第2条の3第5号(条例第37条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する管理者が定める数値は、排水管内径にあつては150ミリメートル(自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル)とし、排水渠の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

第3章 排水設備の設置等

(排水設備設置義務の免除等)

第4条 公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)に冷却水、プール排水その他これらに類する汚水を排除しようとする場合で、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第10条第1項ただし書の規定による管理

者の許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除（猶予）申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 建物、施設等の配置及び排水の系統を明示した図面
- (3) 工場その他の事業所にあつては、水質測定を専門的に行う機関が実施した当該汚水の水質検査証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

3 管理者は、第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、許可することを決定したときは、排水設備設置義務免除（猶予）通知書（様式第2号）を交付するものとし、許可しないことを決定したときは、排水設備設置義務免除（猶予）却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（排水設備の固着方法等）

第5条 条例第4条第2号の規定による管理者が定める固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、公共汚水ますのインバート上流端の接続孔の管底高と食い違いが生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、漏水のないようにその周囲をセメントモルタル又は樹脂系モルタルで充てんし、内外面をセメントモルタルで上塗り仕上げとすること。
- (2) 雨水を排除するための排水設備は、雨水ますの上流端の接続孔と下流端の管底高と食い違いが生じないようにし、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その周囲をセメントモルタル又は樹脂系モルタルで充てんし、セメントモルタルで仕上げとし、かつ、管底高より15センチメートル以上の泥だめを設け、インバートは作らないこと。
- (3) 排水管の土かぶり（地表から埋設された排水管の管頂までをいう。）は、私道内では45センチメートル以上、公道に準ずる私道内では80センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上としなければならないこと。
- (4) 前3号により難い特別の事由があるときは、管理者の指示を受けること。

（排水設備の構造基準）

第6条 条例第4条第3号の規定による管理者が定める排水設備の構造基準は、次に定めるところによるものとする。ただし、管理者がこれにより難いと認めるときは、別に指示する。

(1) 汚水を排除すべき管渠の内径及び勾配は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の排水管の内径及び右欄の勾配とすること。

排水人口（人）	排水管の内径（mm）	勾配
150未満	100以上	2.0/100以上
150以上300未満	125以上	1.7/100以上
300以上500未満	150以上	1.5/100以上
500以上	200以上	1.2/100以上

(2) 雨水を排除すべき管渠の内径及び勾配は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の排水管の内径及び右欄の勾配とすること。

排水面積（㎡）	排水管の内径（mm）	勾配
200未満	100以上	2.0/100以上
200以上400未満	125以上	1.7/100以上
400以上600未満	150以上	1.5/100以上
600以上1500未満	200以上	1.2/100以上
1500以上	250以上	1.0/100以上

(3) 汚水ますの設置箇所並びにますの深さ及び内径は、次のとおりとすること。

ア 管渠の起点、合流点及び屈曲点又は勾配が著しく変化する箇所

イ 管渠の直線部の長さが、その内径又は内のりの120倍を超えない範囲

管径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	12	15	18	24

ウ まずの内径又は内のり及び深さの関係は、次の表のとおりとする。ただし、排水管の接続本数が接続可能本数より多くなるときは、これより大きいますを用いる。

ますの内径又は内のり (cm)	地表から管底までの深さ (cm)
15～30	管理者が認めるとき
35	110以下
40以上	110以上

(4) 汚水を排除すべき器具接続管の内径

器具接続管の種類	内径 (mm)
小便器、手洗器及び洗面器接続管	50以上
浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管	75以上
大便器接続管	100以上

(附帯設備)

第7条 排水設備を設置するときは、次に掲げる附帯設備を設置しなければならない。

(1) ごみよけ装置

浴場、流し場等の汚水流出口に固形物の流下をとめるに必要な有効目幅10ミリメートル以下のごみよけスクリーンを設ける。

(2) 防臭装置

ア 水洗便所、浴場、流し場等の汚水流水箇所には、トラップを取り付けなければならない。

イ トラップの封水が破れるおそれがあるときは、通気管を設けなければならない。

(3) 油脂遮断装置

油脂類を排水する箇所には、油脂遮断装置を設けなければならない。

(4) 沈砂装置

土砂等を多量に排除する箇所には、沈砂装置を設けなければならない。

(5) 水洗便所の附帯装置

ア 逆流防止装置 大便器の洗浄にフラッシュバルブ（洗浄弁）を用いる場合には、バキュームブレーカー（逆流防止器）を装置しなければならない。

イ 洗浄装置 小便器に洗浄装置を装置しなければならない。

(6) 排水槽及びポンプ施設

公共下水道より低い建築の地階等から排水される汚水は、一度自然流下によって集水し、ポンプ施設を設けて排水しなければならない。

(排水設備等の計画の確認申請)

第8条 条例第6条の規定により排水設備等の計画の確認を受けようとする者（確認を受けた計画を変更しようとする者を含む。以下同じ。）は、工事着手7日前までに排水設備等計画（変更）確認申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるところにより図書を添付しなければならない。この場合において、当該申請が確認を受けた計画の変更の申請であるときは、当該図書は、変更しようとする部分と既に確認を受けた部分とを容易に識別することができるものでなければならない。

(1) 申請地付近の見取図

(2) 平面図は縮尺100分の1とし、隣接地を表示し、次の事項を記載すること。

ア 申請地の形状及び面積

イ 申請地付近の道路及び境界並びに公共下水道施設の位置

ウ 建物の形状、上水道、井戸、台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排水する施設の位置

エ 管渠の配置、形状、寸法、延長、材質及び勾配

- オ ます及びマンホールの位置
- カ 除害施設及びポンプ施設の位置
- キ 他人の排水設備を使用するときは、その排水設備の形状、寸法、延長、材質及び位置
- ク その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(3) 水洗便所又はポンプ施設を設けようとするときは、その構造、能力、形状及び寸法を表示した図面

(4) 他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の排水設備を使用するときは、排水設備設置・使用同意書(様式第5号)

(5) 縦断面図の縮尺は、横は平面図に準じ、縦は100分の1とし、管渠の大きさ、勾配及び接続する下水管渠の末端を基準とした地表並びに管渠の高さを記入すること。

(6) 構造詳細図は、縮尺20分の1とし、管渠及び附属装置の構造寸法を記入すること。

3 管理者は、排水設備等の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)の計画が法令等の規定に適合していることを確認したときは、排水設備等計画(変更)確認通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(排水設備等の工事完了届及び検査済証)

第9条 条例第9条第1項の規定による排水設備等の新設等の工事完了の届出は、排水設備等工事完了届(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の届出があったときは、排水設備等の新設等の工事の検査を行い、当該工事が検査に合格したときは、検査済証(様式第8号)を交付するものとする。

3 前項の検査済証を交付された後でなければ公共下水道の使用を開始してはならない。

4 第2項の検査済証の交付を受けた者は、排水設備等の新設等を行った建築物の適当な箇所に当該検査済証を明示しなければならない。

(公共ます及び取付管の費用負担)

第10条 条例第10条第2項の規定により負担しなければならない費用は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる費用とする。

(1) 条例第10条第1項に規定する箇所数(同項ただし書の規定に該当する場合で、公共ます又は取付管(以下「公共ます等」という。)の設置を特別に必要とする理由が管理者の指示であるときは、その指示した箇所数)を超えて公共ます等の設置を必要とする場合 当該箇所数を超える公共ます等の設置に要する費用

(2) 既設の公共ます等の移設を必要とする場合 当該移設に要する費用

(3) 前2号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めた場合 管理者がその都度定める費用

第4章 除害施設

(除害施設の設置等の特例)

第11条 条例第13条ただし書に規定する管理者が定める量は、1月平均750立方メートル以下とする。

2 条例第13条ただし書に規定する管理者が定める項目は、同条第3号、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる項目とする。

項目	量
生物化学的酸素要求量	1月平均排水量750立方メートル以下
浮遊物質量	1月平均排水量750立方メートル以下
窒素含有量	1月平均排水量750立方メートル以下
磷含有量	1月平均排水量750立方メートル以下

(除害施設の設置等の届出)

第12条 条例第15条第1項の規定により、除害施設の設置等の届出をしようとする者(届け出た

事項を変更しようとする者を含む。）は、除害施設新設・増設・改築（変更）届（様式第9号）により、当該除害施設の設置等の工事着手予定日の1月前までに管理者に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 縮尺、敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水設備の位置、排水設備の位置及び除害施設の位置を明示した配置図
- (3) 生産工程及び排水系統を明示したフローシート（生産工程一覧図）
- (4) 次に掲げる事項を明示した除害施設の設計図書
 - ア 原材料及び薬品の種類並びにその使用量
 - イ 用水源の種類及び使用量
 - ウ 排水の時間的変動及び水質の変化
 - エ 処理方法及び処理目標の計算根拠
 - オ 発生汚泥等の処理及び処分の方法
 - カ 土木及び機械工事の設計図
 - キ 処理工程図
 - ク 工事費概算額
 - ケ その他必要と認められる書類

3 条例第15条第2項において準用する条例第9条の規定による届出は、除害施設新設・増設・改築完了届（様式第10号）によって管理者に提出しなければならない。

4 前項の届出書には、水質測定を専門的に行う機関が実施した除害施設の設置完了後の汚水の水質についての水質検査証明書を添付しなければならない。

（除害施設管理責任者の選任届）

第13条 条例第16条第2項の規定により除害施設管理責任者の選任又は変更の届出をしようとする者は、除害施設管理責任者選任（変更）届（様式第11号）を管理者に提出しなければならない。

（水質の測定等）

第14条 条例第18条に規定する水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省、建設省令第1号）に定める検定の方法により行うこと。
- (2) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第15条第2号ただし書の規定により管理者が定める水質の測定の回数は、温度又は水素イオン濃度を測定する場合を除き、次のとおりとする。ただし、管理者が排水の量又は水質を勘案してこれにより難いと認めるときは、その都度定めるところによること。

測定項目	測定回数
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
シアン化合物	
アルキル水銀化合物	
有機 ^{リン} 化合物	
カドミウム及びその化合物	
鉛及びその化合物	
六価クロム化合物	
砒 ^ヒ 素及びその化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
ポリ塩化ビフェニル	
トリクロロエチレン	

テトラクロロエチレン	1月を超えない排水の期間ごとに1回以上
ジクロロメタン	
四塩化炭素	
1・2-ジクロロエタン	
1・1-ジクロロエチレン	
シス-1・2-ジクロロエチレン	
1・1・1-トリクロロエタン	
1・1・2-トリクロロエタン	
1・3-ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
その他	

(3) 除害施設及び特定施設の排水口ごとに他の排水による影響の及ばない地点で行うこと。

- 2 水質の測定の結果は、水質測定記録表(様式第12号)により記録し、5年間保存しなければならない。
- 3 第1項第2号の規定は、法第12条の12に規定する水質の測定義務者が下水の水質を測定する場合に準用する。

第5章 公共下水道の使用

(使用開始等の届出)

第15条 条例第20条の規定により公共下水道の使用開始、休止、廃止又は再開の届出をしようとする者は、その事実の生じた日から7日以内に公共下水道使用開始(休止、廃止、再開)届(様式第13号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 条例第20条の規定により使用者の変更を届け出ようとする者は、公共下水道使用者変更届(様式第14号)を管理者に提出しなければならない。
- 3 法第11条の2第1項に規定する使用開始等の届出をしようとする者は、公共下水道使用開始(変更)届(様式第15号)に水質試験表を添付して管理者に提出しなければならない。
- 4 法第11条の2第2項に規定する使用開始の届出をしようとする者は、公共下水道使用開始届(様式第16号)を管理者に提出しなければならない。

(代理人又は代表者の選定届)

第16条 条例第22条第1項及び条例第23条の規定により代理人及び代表者の選定又は変更の届出をしようとする者は、代理人(代表者)選定又は変更届(様式第17号)を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する届出には、代理人又は代表者の住民票の写しを添付しなければならない。

(汚水排出量の認定)

第17条 条例第26条第1項第2号及び第3号に規定する場合の汚水排出量は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水の計量装置と同種又は類似の計量装置が設けられている場合は、条例第29条第1項に規定する定例日において当該計量装置により前月の定例日の翌日からその月の定例日までの間について計量した使用水量とする。
- (2) 条例第30条第1項の規定により計測装置が設けられている場合は、定例日において当該計測装置により前月の定例日の翌日からその月の定例日までの間について計量した汚水排出量と

する。ただし、水道水及び水道水以外の水を併用した場合における当該水道水以外の水に係る汚水排出量は、当該計測装置により計量した汚水排出量から当該計量に係る期間の水道水の使用量を控除した量とする。

(3) 水道水以外の水を家事のみに使用した場合で、揚水設備が手動式であるときの排出汚水量は、1世帯1人につき1月2立方メートルとする。

(4) 水道水以外の水を営業用に使用する場合その他前3号以外の場合は、人員、業態その他の事実を考慮して認定する。

2 管理者は、前項第4号の規定により汚水排出量の認定をする場合において、認定月を定め、当該認定月に認定するものとし、当該認定月から次の認定月の前月までの間の汚水排出量は、毎月均等とみなす。ただし、認定月以外の月に公共下水道の使用を開始した場合は、その都度認定するものとし、当該使用を開始した日の属する月から次の認定月の前日までの間の汚水排出量は、毎月均等とみなす。

3 前項の認定月は、毎1月及び7月とする。ただし、一時的に公共下水道を使用する場合、毎月の汚水排出量が平均している場合その他特別の理由がある場合は、管理者が別に定める。

4 第1項第1号若しくは第2号に規定する計量装置又は計測装置の指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを取り外す場合を除き、翌月に繰り越して計算するものとし、条例第26条第2項又は第1項第4号の規定により管理者が認定した汚水排出量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 条例第26条第2項の規定により汚水排出量の認定の申告をしようとする者は、汚水排出量認定申告書(様式第18号)に汚水排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付して、当該汚水排出に係る使用料を納付すべき月の前月の15日までに管理者に提出しなければならない。

(特定排水の水質の認定)

第18条 条例第27条に規定する特定排水の水質の認定は、条例第33条に規定する資料又は水質測定の実施その他の方法により管理者が行う。

2 前項の規定により実施する水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令に規定する方法その他の方法により行うものとし、測定の回数は、1月を超えない排水の期間に3回以上とする。

3 管理者は、特定排水の水質を認定する場合において、認定月を定め、当該認定月に認定するものとし、当該認定月から次の認定月の前月までの間の特定排水の水質は、同質とみなす。ただし、認定月以外の月に公共下水道の使用を開始した場合は、その都度認定するものとし、当該使用を開始した日の属する月から次の認定月の前月までの間の特定排水の水質は、同質とみなす。

4 前項の認定月は、毎年1月及び7月とする。ただし、一時的に公共下水道を使用する場合、特定排水の水質が平均している場合、特定排水の水質の変動が著しい場合その他特別の理由がある場合は、管理者が別に定める。

(汚水排出量等の認定通知)

第19条 管理者は、第17条の規定により汚水排出量を認定した場合(同条第1項第3号の規定による場合を除く。)又は前条の規定により特定排水の水質を認定した場合は、使用料を納付すべき者に当該汚水排出量又は当該特定排水の水質を汚水の水質及び排水量認定証(様式第19号)により通知するものとする。

(公共下水道の一時使用)

第20条 条例第31条の規定により公共下水道を一時的に使用することの許可を受けようとする者は、その使用開始前に公共下水道一時使用申請書(様式第20号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 排水系統、沈殿槽の構造及び位置その他排水方法を明示した図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

3 管理者は、公共下水道を一時的に使用することを許可したときは、公共下水道一時使用許可書(様式第21号)を交付するものとし、許可しないことを決定したときは、公共下水道一時使用不許可通知書(様式第22号)を交付するものとする。

(行為の許可申請等)

第21条 条例第34条の規定により法第24条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとするときは、制限行為(変更)許可申請書(様式第23号)に次に掲げる図書を添付し管理者に提出しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 施設又は工作物その他の物件の平面図、断面図及び配置図

(3) 条例第34条第2項の規定に該当する場合にあっては、前2号に掲げるもののほか、第8条第2項第2号に掲げる図面

(4) 施設又は工作物その他の物件の設置が隣接の土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者との利害関係を生ずると認められるときは、当該土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者の同意書

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

2 管理者は、法第24条第2項の規定により許可することを決定したときは、制限行為(変更)許可書(様式第24号)を交付するものとする。

3 第6条、第7条及び第9条第1項の規定は、条例第34条第2項に規定する排水施設について準用する。条例第9条に規定する工事完了の届出についても、同様とする。

(軽微な行為等の届出)

第22条 条例第35条第2項の規定により軽微な行為又は軽微な変更の届出をしようとする者は、軽微な行為(変更)届(様式第25号)を管理者に提出しなければならない。

第6章 都市下水路

(準用規定)

第23条 第21条第1項(同項第3号の規定を除く。)の規定は条例第37条の2第2項において準用する条例第34条第1項の規定により申請しようとする場合について、第21条第2項の規定は法第29条第2項の規定による許可について、前条の規定は条例第37条の2第2項において準用する条例第35条第2項の規定により軽微な行為又は軽微な変更の届出をしようとする場合についてそれぞれ準用する。

第7章 公共下水道の敷地等の占用

(占用の許可申請等)

第24条 条例第38条の規定により占用の許可を受けようとする者は、公共下水道敷地等占用(変更)許可申請書(様式第26号)に次に掲げる図書を添付し、管理者に提出しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 設置しようとする工作物その他の物件の平面図、断面図及び配置図

(3) 占用の求積図

(4) 工作物その他の物件の設置が隣接の土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者との利害関係を生ずると認められる場合にあっては、当該土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者の同意書

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

2 管理者は、前項に規定する申請について支障がないと認めた場合には、公共下水道敷地等占用(変更)許可書(様式第27号)を申請者に交付するものとし、許可しないことを決定したときは、その旨を通知するものとする。

3 占有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない

ない。

(1) 相続又は法人の合併により占有者の名義を変更したとき。

(2) 占有者が住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(権利の譲渡等の承認)

第25条 条例第40条ただし書の規定により権利の譲渡等の承認を受けようとする者は、公共下水道敷地等占有権移転承認申請書(様式第28号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、当該占有に係る権利の譲渡又は転貸を承認することを決定したときは、公共下水道敷地等占有権移転承認書(様式第29号)を交付するものとし、承認しないことを決定したときは、その旨を通知するものとする。

(原状回復の届出)

第26条 条例第43条第2項の規定により原状回復の届出をしようとする者は、公共下水道敷地等原状回復届(様式第30号)を管理者に提出しなければならない。

第8章 雑則

(使用料等の免除等)

第27条 条例第44条の規定により使用料、手数料その他の金額の全部若しくは一部の徴収の免除又は猶予を受けようとする者は、下水道使用料免除等申請書(様式第31号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の申請書にその理由を明らかにする書類を添付させることができる。

3 管理者は、第1項に規定する申請があったときは、内容を審査して、当該金額の全部若しくは一部の徴収を免除し、又は猶予するかどうかの適否を決定し、下水道使用料免除等決定(却下)通知書(様式第32号)により通知する。

(身分証明書)

第28条 法第13条第2項及び法第32条第5項に規定する身分を示す証明書は、様式第33号による。

(補則)

第29条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

排水設備設置義務免除(猶予)申請書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所
氏名 印
(電話)

排水設備設置義務の 免除 猶予 について、許可を受けたいので、次のとおり申請します。

事業者名 (又は学校名)			代表者名	
建物又は土地 の所有者	大和高田市 町		番 号	番地
種 別	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 工場(業種) <input type="checkbox"/> その他()			
敷地面積	m ²	排水人口	人	
免除等申請の 対象下水区分	<input type="checkbox"/> 家庭污水 <input type="checkbox"/> 冷却水 <input type="checkbox"/> プール排水 <input type="checkbox"/> その他()			
放 流 先				
下 水 の 量	1か月約		m ³	
猶 予 期 限 (猶予申請の場合)	年 月 日			
理 由				
添 付 図 書	1 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示) 2 建物、施設等の配置及び排水の系統を明示した図書 3 工場その他の事業所の場合は水質検査証明書 4 その他大和高田市上下水道事業管理者が指示する図書			

冷却水等の調書					
工場・事業所名				代表者名	
所在地		大和高田市 町 番 号 番地			
作業内容					
使 用 水 量	上水道 (m ³ /日平均)		用 途 別	原料用水 (m ³ /日平均)	
	地下水 (m ³ /日平均)			洗浄用水 (m ³ /日平均)	
				ボイラー用水 (m ³ /日平均)	
				冷却用水 (m ³ /日平均)	
使用水量 (m ³ /日平均)		河川へ直接放流しようとする冷却水等の水量		公共下水道へ排除しようとする水量	
河川へ直接放流しようとする冷却水等の種類等		種類	工程内容等	排水量 (m ³ /日平均)	左の水源
1の排水口数		1週間の操業日数		日	
摘要					
(注) 1 冷却水等の種類は、機器冷却用水、冷凍機用水等その使用目的ごとに記入すること。 2 工程内容等は、冷却等の対象物、方法、工程等具体的にすること。 3 冷却方式が具体的に分かる図面を添付すること。					

様式第2号(第4条関係)

排水設備設置義務免除(猶予)通知書

年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務の
については、次のとおり許可します。 免除
猶予

事業者名 (又は学校名)		代表者名	
建物又は土地 の所在地	大和高田市	町	番 号 番地
許可対象 下水の区分			
放流先			
猶予期限	年 月 日		

条件

様式第3号(第4条関係)

排水設備設置義務免除(猶予)却下通知書

年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった排水設備設置義務の
については、次の理由で却下したので通知します。

免除
猶予

理 由

様式第4号(第8条関係)

受付番号	第	号	決				裁	
受付年月日		年	月	日				
確認番号	第	号						
確認年月日		年	月	日				
排水設備等計画(変更)確認申請書								
年 月 日								
大和高田市上下水道事業管理者 殿								
申請者 住所 (設置者)								
氏名 印								
(電話)								
排水設備等の計画(計画の変更)の確認を受けたいので次のとおり申請します。								
計画の区分	排水設備	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改築	貸付金	<input type="checkbox"/> 活用	<input type="checkbox"/> 不活用	
	水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増設	<input type="checkbox"/> 改造	<input type="checkbox"/> その他の改築			
設置場所	大和高田市 町 番 号 番地							
排除方式	<input type="checkbox"/> 分流式 <input type="checkbox"/> 特定施設設置工場等							
使用者名	(電話)							
施工業者名 (公認業者)				担当責任 技術者名				
土地所有者名				家屋所有者名				
排水設備 所有者名				除害施設 の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
使用水源	<input type="checkbox"/> 水道水	<input type="checkbox"/> 井戸水	<input type="checkbox"/> その他()		予定排水	1日約	m ³	
排水人口	人			敷地面積	m ²			
着工予定日		年	月	日	完工予定日		年 月 日	
変更前の 確認年月日		年	月	日	変更前の 確認番号	第	号	

(注)※工事着手7日前までに提出すること。

様式第5号(第8条関係)

排水設備設置・使用同意書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

届出人 住 所
(使用者) 氏 名 印
(電話)

次のとおり、排水設備を設置・使用することに所有者から同意を得たので、次のとおり届け出ます。

建築物の所在地	大和高田市 町 番 号 番 地
土地所有者	住所
	氏名 印(電話)
家屋所有者	住所
	氏名 印(電話)

様式第6号(第8条関係)

排水設備等計画(変更)確認通知書

年 月 日
 様
 大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった排水設備等の計画(計画の変更)については確認したので通知します。

設置場所	大和高田市 町 番 号 番地		
使用者名	(電話)		
申請受付年月日	年	月	日
確認年月日及び番号	年	月	日 第 号
指定工事店名			
着工予定	年 月 日	完工予定	年 月 日

指示事項

(注) この書類は、工事の着手検査等に必要なものですから大切に保管してください。

様式第7号(第9条関係)

排水設備等工事完了届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

届出者 住 所
氏 名 印
(電話)

排水設備の工事がしゅん工いたしましたから検査願いたく届け出ます。

工事区分	排水設備	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	貸付金	<input type="checkbox"/> 活用 <input type="checkbox"/> 不活用
	水洗便所	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他の改築		

設 置 場 所	大和高田市	町	番	号 番地
---------	-------	---	---	---------

申 請 者 名		使 用 者 名	
---------	--	---------	--

施 工 業 者 名	印	責 任 技 術 者 名	印
-----------	---	-------------	---

確 認 年 月 日	年 月 日	確 認 番 号	第 号
-----------	-------	---------	-----

工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
------------------	-------	------------------	-------

受 付	年 月 日	検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格
-----	-------	---------	--

検 査	年 月 日	排 水 設 備 備 検 査 済 証 番 号	第 号
-----	-------	--------------------------	-----

検 査 員		印
-------	--	---

検 査 員		印
-------	--	---

補修箇所及び内容(指示年月日)

(注) ※工事完了後5日以内に提出すること。
 ※補修の指示を受けたときは直ちに補修し改めて工事完了届を提出すること。
 ※二重枠の中は記入しないこと。

様式第8号(第9条関係)

検 査 済 証

証第 号
年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者 印

次の排水設備等の工事について、検査した結果、先に確認した内容のとおり竣工したことを証します。

工 事 区 分	排 水 設 備	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築	
	水 洗 便 所	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他の改築	
設 置 場 所	大和高田市 町 番 号 番地		
申 請 者 名	使 用 者 名		
確 認 年 月 日	年 月 日	確 認 番 号	第 号
工 事 完 了 届 出 年 月 日	年 月 日	検 査 済 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第12条関係）

除害施設新設・増設・改築（変更）届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

届出者 住 所

氏 名

印

（電話

）

除害施設の新設・増設・改築（計画変更）をしたいので次のとおり届け出ます。

工 事 区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築		
設 置 場 所	大和高田市 町 番 号 番 地		
事 業 所 名		代 表 者 名	
業 種		印 製 造 品 目	
排 水 量	1日最大	m ³	操 業 時 間
	1日最大	m ³	
		時 分～	時 分
施 工 者	（電話）		
設 計 者 氏 名		所 属	
着 手 予 定 日	年 月 日	完 了 予 定 日	年 月 日
排 水 設 備 者 施 工 業 者			
添 付 図 書	① 付近見取図 ② 配 置 図 ③ 生産工程及び排水系統図 ④ 除害施設的设计図		
（注）計画変更の場合は、新旧明確に区分すること。 添付図書は、裏を参考に作成のこと。			

完了年月日	年 月 日	使用開始 年 月 日	年 月 日
添付図書	水質検査証明書 (この場合の採水及び検査は、水質が最も悪いと推定される時刻に1日1回かつ4日以上連続して行ったものであること。)		
検査	年 月 日	検査結果	
水質	別紙のとおり	検査員	
再検査	年 月 日	検査結果	
水質	別紙のとおり	検査員	

別紙

水 質 の 内 容

項 目	単 位	計 画		※完了後
		原 水	処 理 水	
温 度	度			
色 相				
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/l			
水素イオン濃度	水素指数			
生物化学的酸素要求量	mg/l			
浮遊物質	mg/l			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量				
鉱油類含有量	mg/l			
動植物油脂類含有量	mg/l			
窒素含有量	mg/l			
燐含有量	mg/l			
沃素消費量				
カドミウム及びその化合物	mg/l			
シアン化合物	mg/l			
有機燐化合物	mg/l			

鉛及びその化合物	mg/l			
六価クロム化合物	mg/l			
砒素及びその化合物	mg/l			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l			
アルキル水銀化合物	mg/l			
ポリ塩化ビフェニル	mg/l			
トリクロロエチレン				
テトラクロロエチレン				
ジクロロメタン				
四塩化炭素				
1,2-ジクロロエタン				
1,1-ジクロロエチレン				
シス-1,2-ジクロロエチレン				
1,1,1-トリクロロエタン				
1,1,2-トリクロロエタン				
1,3-ジクロロプロペン				
チウラム				
シマジン				
チオベンカンブ				
ベンゼン				
セレン及びその化合物				
ほう素及びその化合物				
ふっ素及びその化合物				
フェノール類	mg/l			
銅及びその化合物	mg/l			
亜鉛及びその化合物	mg/l			
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/l			
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/l			
クロム及びその化合物	mg/l			
ダイオキシン類	Pg/l			

(注) ※印の欄は記入しないこと。

様式第11号（第13条関係）

除害施設管理責任者選任（変更）届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

届出者 住 所
氏 名 印
(電話)

除害施設管理責任者を 選任 変更 したので、次のとおり届け出ます。

事業所名		代表者名	
------	--	------	--

所在地	大和高田市 町 番 号 番地
-----	----------------

管理責任者名	生年月日	年 月 日生
--------	------	--------

所属部課係名	(電話)
--------	-------

資 格 等	資 格	取 得 年 月 日

変更前の管理責任者名		
------------	--	--

様式第12号(第14条関係)

水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名 称	排水量 (単位) m ³ /日								

(注) ※採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

様式第13号(第15条関係)

公共下水道使用開始(休止、廃止、再開)届 年 月 日 大和高田市上下水道事業管理者 殿 届出者 住所 氏名 印 (電話) 公共下水道の使用 開始 休止 廃止 再開 するので、次のとおり届け出ます。											
排水場所		大和高田市 町 番 号 番地									
事業所名		使用者又は代表者名									
使用水又は汚水の区分		<input type="checkbox"/> 水道水(使用者番号第 号・※給水栓番号第 号 ※メーター番号第 号) <input type="checkbox"/> 井戸水(手動・ポンプ) <input type="checkbox"/> その他()									
用途区分		<input type="checkbox"/> 家事用 <input type="checkbox"/> 官公署・学校 <input type="checkbox"/> 工場用(業種内容) <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 公衆(共同)浴場 <input type="checkbox"/> 一時使用 <input type="checkbox"/> その他(業種内容)									
開始等年月日		年 月 日		除害施設		有・無					
水洗便所		有・無		し尿浄化槽		有・無					
ポンプ	種別	口径	揚水能力	平均稼動時間	台数	摘要					
			m ³ /hr	時間/日							
動力設備	種別	馬力		台数	摘要						
一般・特定区分	<input type="checkbox"/> 区分する <input type="checkbox"/> 区分しない			水道総務課 連絡		年 月 日					
台帳整理	年 月 日			担当者							
※給水栓番号及びメーター番号は必ず記入すること。			区分	お客様番号							
				台帳		親番		枝番			
受付No.			1								

様式第14号(第15条関係)

公共下水道使用者変更届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

届出者 住 所

氏 名

印

(電話

)

公共下水道の使用者の変更をするので、次のとおり届け出ます。

排 水 場 所	大和高田市 町 番 号 番 地		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
使 用 者	住 所		
	氏 名	印	印
そ の 他			

様式第15号(第15条関係)

公共下水道使用開始(変更)届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

届出者 住 所
氏 名(法人にあつてはその商号及び代表者の職氏名)
印

(電話)

公共下水道の使用 開始
変更 するので、次のとおり届け出ます。

排水場所	大和高田市 町 番 号 番地		排水口数	
排水汚水の 水量及び水質	水量 水質	月平均 下記のとおり	m ³ 日最大	m ³
開始(変更)年月日	年 月 日			
処 理 方 法			施設名称	

記

項 目	排出口						単 位
	月量	m ³					
温 度							度
色 相							
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量							
水 素 イ オ ン 濃 度							水素指数
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量							5日間mg/l
浮 遊 物 質 量							mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量							mg/l
鉍 油 類 含 有 量							mg/l
動 植 物 油 脂 類 含 有 量							mg/l
窒 素 含 有 量							mg/l
磷 含 有 量							mg/l

沃 素 消 費 量						mg/l
カドミウム及びその化合物						mg/l
シ ア ン 化 合 物						mg/l
有 機 燐 化 合 物						mg/l
鉛 及 び そ の 化 合 物						mg/l
六 価 ク ロ ム 化 合 物						mg/l
砒 素 及 び そ の 化 合 物						mg/l
水 銀 及 び ア ル キ ル 水 銀 そ の 他 の 水 銀 化 合 物						mg/l
ア ル キ ル 水 銀 化 合 物						mg/l
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル						mg/l
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン						mg/l
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン						mg/l
ジ ク ロ ロ メ タ ン						
四 塩 化 炭 素						
1,2-ジクロロエタン						
1,1-ジクロロエチレン						
シス-1,2-ジクロロエチレン						
1,1,1-トリクロロエタン						
1,1,2-トリクロロエタン						
1,3-ジクロロプロペン						
チ ウ ラ ム						
シ マ ジ ン						
チ オ ベ ン カ ン ブ						
ベ ン ゼ ン						
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物						
ほう素及びその化合物						mg/l
ふっ素及びその化合物						mg/l
フ ェ ノ ー ル 類						mg/l
銅 及 び そ の 化 合 物						mg/l
亜鉛及びその化合物						mg/l
鉄及びその化合物(溶解性)						
マンガン及びその化合物(溶解性)						mg/l

クロム及びその化合物						
ダイオキシン類						Pg/ℓ
※						
※						
※						
※						
※						
摘要						
<p>備考1 ※印の欄は、下水道法施行令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。</p> <p>2 摘要の欄は、排水汚水の水量及び水質の推定の根拠等を記載すること。</p> <p>3 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。</p>						

様式第16号(第15条関係)

公共下水道使用開始届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所

氏名

印

(電話

)

次のとおり、公共下水道の使用を開始するので届け出ます。

排除場所	大和高田市 町	番号 番地	排水口数
開始年月日			特定施設 の種類

備考

特定施設の種類欄は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げる号番号及び名称を記載すること。

様式第17号(第16条関係)

代理人(代表者)選定又は変更届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

届出人 住所
氏名 印
(電話)

代理人
代表者 を選定したので、次のとおり届け出ます。

排水場所	大和高田市 町 番 号 番地
------	-------------------

本人の住所	
-------	--

本人の名前	
-------	--

代理人 (代表者)	住所			
	氏名		承諾印	

旧代理人 (旧代表者)	住所			
	氏名		承諾印	

変更の理由	
-------	--

様式第18号(第17条関係)

汚水排出量認定申告書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

申告者 住 所
氏 名 印
(電話)

年 月分の汚水排水量の認定を受けたいので、次のとおり申告します。

排 水 場 所	大和高田市 町 番 号 番 地		
使 用 者 名		営 業 種 目	
使 用 水 の 区 分 及 び 量	区 分		量
	<input type="checkbox"/> 水道水(給水栓番号第 号)		m ³
	<input type="checkbox"/> 井戸水(手動 ・ ポンプ)		m ³
	<input type="checkbox"/> その他()		m ³
	計		m ³
製 品 及 び 製 造 高	品 目	製 造 高 (月間)	
汚 水 排 水 量	m ³		
算 定 の 根 拠			
添 付 書 類	汚水排水量の算定の根拠を明らかにする書類		

様式第19号（第19条関係）

汚水の水質及び排水量認定証

年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付で申告のあった汚水の排水量及び水質を次のとおり認定します。

排水場所	大和高田市 町 番 号 番地
------	----------------

業 種	
-----	--

認定排出量	1 水道汚水	m ³	合 計	
	2 井戸汚水	m ³		
	3 その他（ ）	m ³		
				m ³

認定水質	生物化学的酸素要求量	
	浮遊物質	

調査年月日	年 月 日
-------	-------

認定年月日	年 月 日
-------	-------

備 考	
-----	--

様式第20号(第20条関係)

公共下水道一時使用申請書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所
氏名 印
(電話)

公共下水道の一時使用について、許可を受けたいので次のとおり申請します。

排水場所	大和高田市 町 番 号 番地
------	-------------------

排水目的	
------	--

使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

排水する下水の種類	
-----------	--

ポンプ	種 別	口 径	揚 水 能 力	平均稼動時間	台 数	予 定 排 水 量	摘 要
			m ³ /hr	時間/日		m ³ /日	

動力設備	種 別	馬 力	台 数	摘 要

現場責任者氏名	
---------	--

添付図書

- ① 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- ② 排水系統、沈殿槽の構造及び位置その他排水方式を明示した図面

様式第21号(第20条関係)

公共下水道一時使用許可書

年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道の一時使用については、次のとおり許可します。

排水場所	大和高田市 町 番 号 番地		
排水目的			
使用許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
排水する下水の種類			
予定排水量	m ³	※開始指示数	

条件

- 1 下水道法、大和高田市下水道条例及び大和高田市下水道条例施行規程を遵守すること。
- 2 許可を受けた目的外に使用しないこと。
- 3 使用を廃止したときは、原状に復すこと。
- 4 公共下水道施設を損傷しないこと。
- 5 使用前に仮設メーター等を設置し、必ず※開始指示数を写真等で記録しておくこと。
- 6 使用料は、排水量が確定後速やかに納めること。
- 7 使用期間を延長するときは、改めて許可の申請をすること。

様式第22号(第20条関係)

公共下水道一時使用不許可通知書

年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道の一時使用については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

(理 由)

様式第23号（第21条関係）

制限行為（変更）許可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>			
大和高田市上下水道事業管理者 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 申請者 住所 氏 名 印 （電話 ） </div> 公共下水道（都市下水路）に物件を設けることについて許可（変更許可）を受けたいので、次のとおり申請します。			
設置場所	大和高田市 町 番 号 番地		
設置の目的			
物件の種類 及び名称等 規模等		占 用 面 積	m ²
設置期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
施 行 者	住 所 氏 名 （電話 ）		
変更前の 許可年月日	年 月 日	変更前の 許可番号	第 号
添 付 図 書	① 方位、道路及び目標となる地物を明示した附近見取図 ② 施設又は工作物その他の物件の平面図、断面図及び配地図 ③ 利害関係人の同意書		

様式第24号（第21条関係）

制限行為（変更）許可書

第 号
年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道（都市下水路）物件を設けることについては、次のとおり許可します。

排水場所	大和高田市 町 番 号 番地		
設置の目的			
物件の種類 及び名称 規模等		占有面積	m ²
設置期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

条件

様式第25号(第22条関係)

軽微な行為(変更)届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

届出者 住所
氏名 印
(電話)

軽微な 行為 変更 をするので次のとおり届け出ます。

設置場所	大和高田市 町 番 号 番地
------	----------------

設置の目的	
-------	--

物件の種類及び名称規模等	占用面積	
--------------	------	--

設置期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

施行者	住所 氏名
-----	----------

変更前の許可年月日	年 月 日	変更前の許可番号	第 号
-----------	-------	----------	-----

--

様式第26号(第24条関係)

公共下水道敷地等占用(変更)許可申請書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

申請者 住 所

氏 名 印

(電話)

公共下水道(都市下水路)敷地等の占用の許可(変更許可)を受けたいので、次のとおり申請します。

占 用 場 所	大和高田市 町 番 号 番地		
占 用 の 目 的			<input type="checkbox"/> 新 規 <input type="checkbox"/> 更 新 <input type="checkbox"/> 変 更
物 件 の 種 類 及 び 名 称 規 模 等		占 用 面 積	m ²
占 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
更 新 又 は 変 更 の 場 合	従 前 の 許 可 年 月 日	年 月 日	
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
添 付 図 書	1 付近見取図 2 設置しようとする物件又は工作物の平面図及び断面図並びに配置図 3 占用の求積図 4 利害関係人の同意書		

様式第27号(第24条関係)

公共下水道敷地等占用(変更)許可書

第 号
年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付で申請(変更許可申請)のあった公共下水道(都市下水路)敷地等の
の占用については、次のとおり許可します。

占 用 場 所	大和高田市 町 番 号 番 地		
占 用 の 目 的			
設 置 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
占 用 面 積	m ²	占 用 料	円

条 件

様式第29号(第25条関係)

公共下水道敷地等占用権移転承認書

第 号
年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道の敷地等の占用権を移転することについては、次のとおり承認します。

占 用 場 所	大和高田市 町 番 号 番地		
占 用 許 可 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
占 用 面 積	m ²		
移 転 の 種 類	1 譲渡 2 転貸 3 その他 ()		
移 転 年 月 日	年 月 日	転貸期間	年 月 日 ~ 年 月 日
移 転 の 相 手	住 所 氏 名 印 (電話)		

条 件

様式第30号 (第26条関係)

公共下水道敷地等原状回復届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

申請者 (占有者) 住 所
氏 名 印
(電話)

公共下水道の敷地等を原状に回復するので、次のとおり届け出ます。

占 用 場 所	大和高田市	町	番	号	地
---------	-------	---	---	---	---

占 用 許 可 年 月 日 及 び 占 用 許 可 期 間	年 月 日 許 可	年	月	日 か ら
		年	月	日 ま で

原 状 回 復 の 理 由	
------------------	--

原 状 回 復 の 方 法	
------------------	--

着 工 予 定 日	年 月 日	完 工 予 定 日	年	月	日
-----------	-------	-----------	---	---	---

※ 指示事項					
--------	--	--	--	--	--

※ 処理	※検査	年 月 日	※検査員		印
---------	-----	-------	------	--	---

※印の欄は、記入しないでください。

様式第31号(第27条関係)

下水道使用料免除等申請書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所
氏名 印
(電話)

使用料の免除等を受けたいので、次のとおり申請します。

設置又は 占有場所	大和高田市 町 番 号 番地		
区分	<input type="checkbox"/> 下水道使用料 <input type="checkbox"/> 手数料 <input type="checkbox"/> 占用料		
免除等の内容	区分	<input type="checkbox"/> 全部免除 <input type="checkbox"/> 一部免除 <input type="checkbox"/> 猶予	
	期間又は期限	年 月 日 ~ 年 月 日	
	金額又は率		
理由			

様式第32号(第27条関係)

下水道使用料免除等決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった使用料の免除等については、次のとおり決定・却下したので通知します。

設置又は 占有場所	大和高田市 町 番 号 番地		
区分	<input type="checkbox"/> 下水道使用料	<input type="checkbox"/> 手数料	<input type="checkbox"/> 占用料
免除等の内容	区分	<input type="checkbox"/> 全部免除 <input type="checkbox"/> 一部免除 <input type="checkbox"/> 猶予	
	期間又は期限	年 月 日 ~ 年 月 日	
	金額又は率		
却下理由			

様式第33号(第28条関係)

<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  第 号 </div> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">職員証</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">所属</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">職名</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">氏名</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">生年月日</p> <p style="margin-top: 20px;">上記の者は、下水道法第13条第1項及び第32条第1項の規定により排水設備等の検査及び公共下水道(都市下水路)の維持管理等のため立入検査をすることができる者であることを証明します。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">交付日 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">大和高田市上下水道事業管理者 印</p>	<p style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、職務の執行の際に必要があるときは提示しなければならない。 2 この証は、いかなる理由があっても、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 この証を、紛失し、又は損傷したときは、直ちに大和高田市上下水道事業管理者に届け出なければならない。
---	--

企業管理規程第2号

大和高田市水洗便所改造助成条例施行規程を次のように定める。

平成29年4月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市水洗便所改造助成条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大和高田市水洗便所改造助成条例(昭和59年条例第25号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付申請)

第2条 条例第4条の規定により助成金の交付を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、水洗便所改造助成金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添付して、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(1) 納税証明書

(2) その他管理者が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号)第6条の規定による排水設備等の計画の確認申請と同時に行うものとする。

(助成の決定)

第3条 管理者は、前条第1項の規定により助成金交付の申請があったときは、その可否を決定し、水洗便所改造助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請人に通知する。

(助成金の交付手続)

第4条 申請人は、条例第6条に規定する検査に合格後、速やかに所定の手続により助成金の交付手続を行うものとする。

(補則)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

大和高田市水洗便所改造助成条例に基づき助成金を交付してよろしいですか。				

銀行	店
貯金の種類	普通 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
1. 振込口座は申請人と同一名義であること。	
2. フリガナは必ず記入してください。	

水便所改造助成金交付申請書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

申請人

住 所

氏 名

(電話)

印

水洗便所改造助成金の交付を受けたいので、大和高田市水洗便所改造助成条例施行規程第2条により申請します。

設 置 場 所	大和高田市	
使 用 者	住 所	大和高田市
	氏 名	
家 屋 所 有 者	住 所	
	氏 名	

便所の型式		便器の数	大便器 個 小便器 個
改造予定工事費	円	助成金交付申請額	¥10,000円
施工指定工事店			
※ 確認年月日	※ 検査年月日	※ 使用開始年月日	※ 助成金交付決定番号 及び年月日 第 年 月 日 号 日
(注意) ※印欄は記入しないこと。			

※ 添付書類・完納証明書 (市県民税非課税の場合は、別途、非課税証明書)

様式第2号(第3条関係)

水便所改造助成金交付決定通知書	
年 月 日	
様	大和高田市上下水道事業管理者 印
年 月 日付で申請のあった水洗便所改造助成金の交付については、次とおり決定したので通知します。	
助成金交付決定番号	第 号
交付決定番号	円

企業管理規程第3号

大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程を次のように定める。

平成29年4月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例(昭和59年条例第9号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(借受けの申請)

第2条 水洗便所改造資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「申請人」という。)は、水洗便所改造資金借受(変更)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。変更した場合も、同様とする。

(1) 申請人及び連帯保証人の納税証明書

(2) その他管理者が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号。以下「下水道条例」という。)第6条の規定による排水設備等の計画確認申請と同時にしなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請人は、条例第4条第4号に規定する連帯保証人を定めなければならない。

2 連帯保証人は、市内に1年以上居住し、住民基本台帳に記録され、独立の生計を営み、かつ、市税を滞納していない者で、借受人に代わり資金を償還するにつき十分な能力を有しているものでなければならない。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。

3 管理者は、必要があると認めるときは、連帯保証人の変更を命ずることができる。

(貸付けの決定)

第4条 管理者は、第2条第1項の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定し、水洗便所改造資金貸付承認(変更)・不承認通知書(様式第2号)により申請人に通知するものとする。変更した場合も、同様とする。

(工事の施工)

第5条 前条の規定により貸付承認を受けた者(以下「借受人」という。)は、貸付承認の通知を受けた日から2月以内に水洗便所の改造工事を完成させなければならない。ただし、当該期間内に工事が完成しないことについて、やむを得ない理由があると管理者が認めたときは、この限りでない。

(借受けの手続)

第6条 借受人は、下水道条例第9条に定める検査に合格した後に、水洗便所改造資金借用証書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書

(2) 前号に定めるもののほか、管理者が必要と認める書類

(償還方法の変更)

第7条 借受人は、条例第10条の規定によりその償還の条件を変更しようとするときは、償還方法変更申請書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、その可否を決定し、償還方法変更(承認・不承認)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(届出の義務)

第8条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、異動届(様式第6号)により直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 第2条第1項の申請書に記載した事項を変更したとき。

(2) 借受人又は連帯保証人が、仮差押え、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立て等を受けたとき。

(3) 水洗便所化した建築物を他人に譲渡し、又は転貸しようとするとき。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例に基づき貸付してよろしいですか。

銀行	店
貯金の種類	普通 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

水洗便所改造資金借受(変更)申請書	
年 月 日	
大和高田市上下水道事業管理者 殿	
申 請 人	
住 所	
氏 名	印
(電話))
連帯保証人	
住 所	
氏 名	印
(電話))
次のとおり申請します。	

資金借受申請(変更)金額	円	既存便所の型	<input type="checkbox"/> くみ取便所 <input type="checkbox"/> 浄化槽便所
設 置 場 所	大和高田市		
建築物の所有者	住 所		
	氏 名		
建築物の使用者	住 所		
	氏 名		
施行指定工事店		工 事 見 積 額	円
申請人平均月収	円	連帯保証人平均月収	円
右欄は記入しないこと	市民税・固定資産税・都市計画税等 完納している。		<input type="checkbox"/> 申 請 人 <input type="checkbox"/> 連 帯 保 証 人
	竣工検査合格年月日		年 月 日
	貸付決定(変更)金額	円	貸付け 可 ・ 否
	貸付年月日		年 月 日
	竣工検査員	印	貸付決定番号 第 号

※添付書類 納税証明書(非課税証明書)申請者、連帯保証人 各1通

様式第2号(第4条関係)

水便所改造資金貸付承認(変更)・不承認通知書

第 号

年 月 日

様

大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった水洗便所改造資金の貸付けについては、
 次のとおり 決定 変更 したので通知します。

貸付の可否	承認 ・ 不承認
貸付決定 (変更)金額	円
償還方法	貸付交付の月の翌月から 月の均等分割払いとし、毎月月末まで 10,000円ずつ償還する。
不承認の理由	
備考	

この承認通知書を受けた日から起算して2か月以内に工事を竣工してください。

また、竣工検査に合格しないと資金を交付しませんので御承知ください。

様式第3号(第6条関係)

収	入
印	紙

水洗便所改造資金借用証書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

借 受 人
住 所
氏 名 印
(電話)

連帯保証人
住 所
氏 名 印
(電話)

水洗便所改造資金を次のとおり借用しました。
償還については、大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例及び大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程を遵守し、償還することを約するため連帯保証人と連署のうえ本書を提出いたします。

借用金額	金 円也
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	年 月から 月の均等分割払いとし、毎月末日までに 10,000円ずつ償還する。

本書に借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添付します。

様式第4号(第7条関係)

償還方法変更申請書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

借 受 人

住 所

氏 名

(電話

印

)

連帯保証人

住 所

氏 名

(電話

印

)

借 用 金 額

円

償 還 方 法

上記のとおり水洗便所改造資金を借用し、 年 月 日に第 回分
まで(現在まで償還総額 円)を償還しましたが、以下の理由に
より償還に支障が生じたので、償還方法の変更を承認くださるよう申請します。

1 申請理由

2 償還方法

様式第5号(第7条関係)

償還方法変更(承認・不承認)通知書

第 年 月 号 日

借 受 人 様

連帯保証人 様

大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった償還方法の変更については、
次のとおり 承認 不承認 したので通知します。

借 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
償 還 方 法	
不承認の理由	
備 考	

様式第6号(第8条関係)

異 動 届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

届 出 人

住 所

氏 名

(電話

印

)

次のとおり、
出ます。

について異動が生じたので届け

設 置 場 所		大和高田市 町 番 号 番地	
連 帯 保 証 人	新	氏名	住所
	旧		
所 建 築 有 物 者 の	新		
	旧		
使 用 者	新		
	旧		

その他

(注)

連帯保証人の異動の場合は、新連帯保証人の印鑑証明書・納税証明書を添付すること。

企業管理規程第4号

大和高田市排水設備指定工事店等に関する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市排水設備指定工事店等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号。以下「条例」という。)第7条第3項の規定に基づき、本市の排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)及び排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の指定、指定の取消しその他必要な事項を定めるものとする。

(指定工事店の資格)

第2条 指定工事店としての指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 奈良県内に営業に適する店舗を有している者
 - (2) 専属の責任技術者を1人以上有する者
 - (3) 工事に必要な設備及び器材を備えている者
 - (4) 禁錮以上の刑に処せられた者にあつては、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなっている者
 - (5) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でない者
 - (6) 第10条第1項の規定により指定の取消しを受けた者は、取消しの日から2年以上経過している者
 - (7) その他上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める条件を備える者
- (指定の申請)

第3条 指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定(更新)申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書(法人にあつては代表者の履歴書)
- (2) 営業所の付近見取図、平面図及び写真
- (3) 事業経歴書
- (4) 大和高田市排水設備工事責任技術者証の写し又は奈良県排水設備工事責任技術者証の写し
- (5) 誓約書(様式第2号)
- (6) 雇用技術者名簿(様式第3号)
- (7) 所有機械器具調書
- (8) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款
- (9) 支店又は出張所については、本社からの委任状
- (10) 印鑑証明書(代表者)
- (11) その他管理者が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期間は、毎年5月1日から同月31日までとする。ただし、相続、合併等により、指定工事店の地位を継承した者が、新たに指定を受けようとする場合は、この限りでない。

(指定の決定)

第4条 管理者は、前条の規定による申請の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、指定することを決定したときは、指定工事店証書(様式第4号)を交付し、排水設備指定工事店指定台帳(様式第5号)に記載するものとする。

2 管理者は、指定しないときは、その理由を付した書面をもって申請者にその旨通知するものとする。

(指定工事店の告示)

第5条 管理者は、前条第1項の規定により指定したとき、又は第10条第1項の規定により業務を停止させ、若しくは指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定期間)

第6条 指定期間は、第4条第1項の指定工事店証書の交付の日から5年とする。ただし、更新を妨げない。

2 前項ただし書の更新をしようとするときは、指定期間満了の日の1月前までに第3条第1項及び第2項各号に掲げる関係書類を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(指定工事店の義務)

第7条 指定工事店は、条例、大和高田市下水道条例施行規程(平成29年企業管理規程第1号。以下「施行規程」という。)及びこの規程並びに関係法令を遵守し、その他市の指示に従うほか、次に掲げる義務を負う。

(1) 第3条第1項及び第2項に掲げる申請書の記載事項に変更が生じたときは、その都度7日以内に排水設備指定工事店申請事項変更届(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

(2) 営業所において、公衆の見やすい箇所に第4条第1項の指定工事店証書を掲げなければならない。

(3) 工事又は修繕の申込みを受けたときは、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。

(4) 指定工事店は、工事施行の7日前までに排水設備工事着工届(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

(5) 工事は、全て責任技術者に指導又は監督を行わせ、配管技能者に施工させ、その施工に関する事項を担当し、誠実かつ迅速に完成し、しゅん工後は、直ちに排水設備工事しゅん工届(様式第8号)に使用材料を記したしゅん工図を添付して管理者に提出し、責任技術者立会いの上、管理者の検査を受けなければならない。

(6) 前号の検査の結果不完全と認められたときは、管理者の指定する期間内に修補しなければならない。この場合において、修補の完成を工事の完了とみなし、同号の規定を適用する。

(7) 検査に合格後1年以内に生じた故障については、管理者の指示に従って無償で修補しなければならない。ただし、その故障が指定工事店の責任でないことと認められた場合は、この限りでない。

(8) 災害時における復旧工事その他管理者の要求があったときは、いつでも協力しなければならない。

(9) 指定工事店の名義を他に貸与し、又は管理者の承認を受けずに、下請人によって施工させてはならない。

(10) 指定工事店は、排水設備工事申込受付簿(様式第9号)及び排水設備工事材料受払簿(様式第10号)を備えなければならない。

(11) 不当に高額な報酬を要求し、又は受けてはならない。

(12) 違反工事の摘発に協力しなければならない。

(13) 業務上市に損害を与えたときは、管理者が定める損害額を賠償しなければならない。

(指定工事店証書の書換え交付等の申請)

第8条 指定工事店は、指定工事店証書の記載事項に変更を生じたときは、その指定工事店証書を添えて、遅滞なく管理者に指定工事店証書の書換え交付を申請しなければならない。

2 指定工事店は、指定工事店証書を滅失したときはその理由書を、汚損し、又は破損したときはその汚損し、又は破損した指定工事店証書を添えて、遅滞なく管理者に指定工事店証書の再交付を申請しなければならない。

(指定工事店証書の返納)

第9条 指定工事店は、指定の期間が満了したとき、指定を取り消されたとき、又は廃業等の届出を

したときは、遅滞なく管理者に指定工事店証書を返納しなければならない。

(指定の取消し等)

第10条 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を停止させ、又は指定を取り消すものとする。

- (1) 第2条各号に規定する資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第7条各号に規定する義務に違反したとき。
- (3) 責任技術者その他の雇用従業員に業務上不適当な行為があったとき。
- (4) その他指定工事店としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定による業務停止及び指定の取消しによる損害については、市はその責任を負わない。

(責任技術者の登録資格)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者の登録を受けることができない。

- (1) 未成年、成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 第15条の規定により責任技術者としての資格を取り消された日から2年を経過していない者

2 指定工事店(法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員)が責任技術者で、その者が主として業務に従事するときは、専属の責任技術者を置かないことができる。

3 責任技術者は、2以上の指定工事店に所属してはならない。

(責任技術者の登録)

第12条 条例第7条第2項の規定により管理者が行う責任技術者の登録(以下「責任技術者の登録」という。)は、新たに責任技術者の登録を受けようとする者(第15条の規定により登録を取り消された者又は責任技術者としての登録資格を失った者で、再びその登録を受けようとするものを含む。)について行う新規登録及び第14条第4項に規定する有効期間の満了に伴い、その更新を受けようとする者について行う更新登録とする。

2 条例第7条第2項の規定により管理者が行う責任技術者の登録資格の認定は、新規登録にあっては管理者が指定する者(以下「指定試験機関」という。)が行う排水設備工事責任技術者試験に合格した者について書類審査の方法によって行うものとし、更新登録にあっては次条第3項の排水設備工事責任技術者更新講習を修了した者(同項ただし書に該当する者を含む。)について書類審査の方法によって行うものとする。

3 責任技術者の登録は、申請の都度行うものとする。

(責任技術者の登録の申請)

第13条 責任技術者の登録を受けようとする者は、新規登録を受けようとする場合にあつては管理者が定める期間内に排水設備工事責任技術者登録申請書(様式第11号)を、更新登録を受けようとする場合にあつては次条第4項に規定する有効期間が満了する日の1月前までに排水設備工事責任技術者登録更新申請書(様式第12号)をそれぞれ管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、それぞれ次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

- (1) 排水設備工事責任技術者登録申請書の場合
 - ア 奈良県排水設備工事責任技術者証の写し又は前条第2項の試験の合格通知書の写し
 - イ 住民票の写し(原本)
 - ウ 顔写真(上半身及び無帽の縦4センチメートル×横3センチメートルの正面向きのもの)
 - エ 登録手数料の領収書の写し

(2) 排水設備工事責任技術者登録更新申請書の場合

- ア 次項の講習の修了証の写し
- イ 前号イ、ウ及びエに掲げる書類及び写真

3 第1項の規定により更新登録を受けようとする者は、指定試験機関が行う排水設備工事責任技術

者更新講習を受講しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により当該講習を受講できない者は、当該理由がやんだ後当該講習又はこれに準ずると管理者が認める講習を受講しなければならない。

(責任技術者証)

第14条 管理者は、前条の規定により責任技術者の登録をした者に大和高田市排水設備工事責任技術者証(様式第13号。以下「責任技術者証」という。)を交付する。

2 責任技術者証の有効期間は、交付の日から起算して4年を経過する日後における最初の6月30日までとする。

3 責任技術者は、次条第1項の規定により資格を取り消されたとき、又は前項の有効期間が満了したときは、7日以内に責任技術者証を管理者に返還しなければならない。

4 管理者は、責任技術者に認定しないときは、その理由を付した書類をもって申請者にその旨を通知する。

(資格の取消し)

第15条 管理者は、責任技術者が条例、施行規程若しくはこの規程又は関係法令に違反し、又はその他不正若しくは業務上不適当な行為があったと認めるときは、その登録資格の効力を取り消し、又は処分することができる。

2 前項の規定による取消し又は処分による損害については、市はその責任を負わない。

(手数料)

第16条 条例第8条に規定する手数料は、管理者が定める期日までに納付しなければならない。

2 既納の手数料は、返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(廃業等の届出)

第17条 指定工事店が排水設備工事業を廃止したとき、又は死亡、破産若しくは法人の合併により消滅したときは、1月以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

(監督)

第18条 管理者は、指定工事店に対して監督上必要があると認めるときは、その業務について報告を求め、関係帳簿、書類等を提出させ、又は工事施工に関する調査を行うことができる。

(補則)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

排水設備指定工事店指定（更新）申請書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

住 所
申請人
氏 名
（電話 印）

大和高田市排水設備指定工事店の指定（更新）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

営 業 所	名称又は商号	
	住 所	
	代表者氏名	
	設立年月日	
事 業 内 容		
責 任 技 術 者	氏名	住所 印
受 付 番 号		

様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

名称又は商号

住 所
代表者

氏 名

印

大和高田市排水設備工事の指定工事店として指定を受けましたが、私は、大和高田市排水設備指定工事店等に関する規程をはじめ、これに関連する事項を遵守することはもちろん、不正又は不適切な行為をしたときは、どのような処分を受けても何ら異議を申し立てないことをここに誓約いたします。

様式第4号(第4条関係)

指 定 工 事 店 証 書

大和高田市 第 号

大 和 高 田 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 証 書

名称又は商号

住 所

代表者

氏 名

印

上記の者を、大和高田市排水設備指定工事店として、次の期間指定する。

指 定 期 間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者

印

様式第5号(第4条関係)

排水設備指定工事店指定台帳				
名称又は商号 代用者氏名 事務所の所在地 電話番号				
指定番号	指定年月日	指定期間	排水設備工事責任技術者名	備考
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで		

様式第6号(第7条関係)

排水設備指定工事店申請事項変更届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

名称又は商号

住 所

代表者

氏名

(電話

印

)

指定工事店申請事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

変更届出事項発生日

年 月 日

変更届出事項

休業、廃業、死亡又は
既に提出した書類等の記
載事項の変更内容

備 考

添 付 書 類

1. 住民票 2. 指定工事店証書

名称又は商号変更の場合

1. 誓約書 2. 印鑑証明書 3. 登記簿謄本及び定款 4. 指定工事店証書

様式第7号(第7条関係)

受付番号

排水設備工事着工届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

大和高田市排水設備指定工事店名
名称又は商号

住 所
代表者

氏 名

印

年 月 日付けで申込みしました排水設備工事は 年 月 日
から着工いたします。

設置申込者

住 所

氏 名

印

様式第8号(第7条関係)

排水設備工事しゅん工届

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

大和高田市排水設備指定工事店名
名称又は商号

住 所
代表者
氏 名 印

責任技術者
氏 名 印

年 月 日から着工いたしました排水設備工事は 年 月 日
しゅん工いたしましたので、しゅん工検査をお願いします。
しゅん工図は別紙のとおり添付いたします。

設置申込者
住 所
氏 名 印

様式第9号(第7条関係)

排水設備工事申込受付簿

番 号	受 付 年月日	申 込 者 住 所 氏 名	計画確 認申請 年月日	市受付 番 号	着 工 年月日	しゅん工 年 月 日	しゅん工検査 年 月 日	備考

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第11号 (第13条関係)

排水設備工事責任技術者登録申請書	
年 月 日	
大和高田市上下水道事業管理者 殿	
申請人	住 所 氏 名 (電話)
印	
大和高田市排水設備工事責任技術者の登録を受けたいので申請いたします。	
所属指定工事店	名称又は商号 所 在 地 代 表 者 氏 名
主 な 資 格	
給排水工事設計施工 経 験 年 数	
※ 登 録 番 号	大 和 高 田 市 第 号

※ 登 録 年 月 日	年 月 日
※ 登 録 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
<p>※印欄は記入しないこと。</p> <p>添付書類 ① 奈良県排水設備工事責任技術者証の写し又は第12条第2項の試験合格通知書の写し</p> <p>② 住民票の写し(原本)1通</p> <p>③ 顔写真(4cm×3cm)2枚</p> <p>④ 登録手数料(新規3,000円)の領収書の写し</p>	

様式第12号(第13条関係)

排水設備工事責任技術者登録更新申請書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 大和高田市上下水道事業管理者 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 住 所 申請人 氏^{ふりがな}名 (電話) </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 印) </div> <p style="margin-top: 20px;">大和高田市排水設備工事責任技術者の登録更新を受けたいので申請いたします。</p>							
所属指定工事店	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; text-align: center;">名称又は商号代表者</td> <td style="width:70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代 表 者 氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	名称又は商号代表者		所 在 地		代 表 者 氏 名	
名称又は商号代表者							
所 在 地							
代 表 者 氏 名							
主 な 資 格							
給排水工事設計施工 経 験 年 数							
※ 登 録 番 号	大 和 高 田 市 第 号						

※ 登 録 年 月 日	年	月	日
※ 登 録 期 間	自	年	月 日
	至	年	月 日

※印欄は記入しないこと。

- 添付書類 ① 奈良県排水設備工事責任技術者証の写し又は第13条第3項の講習修了証の写し
- ② 住民票の写し(原本) 1通
- ③ 顔写真(4cm×3cm) 2枚
- ④ 登録手数料(更新500円)の領収書の写し

様式第13号(第14条関係)

(表)

大和高田市排水設備工事
責任技術者証 番号

氏 名 _____
住 所 _____
生年月日 _____
所属指定 _____
工事店名 _____

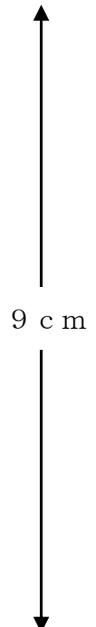
写真

上記の者は、大和高田市排水設備
工事責任技術者であることを証明する。

年 月 日

本証の有効期間
年 月 日から
年 月 日まで

大和高田市上下水道事業管理者 印



(裏)

注 意

- 1 この証明書は、常時携帯し、他人に貸し付け、又は譲渡してはならない。
- 2 この証明書は、関係者の請求があったときは、提示しなければならない。
- 3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに大和高田市上下水道事業管理者に届け出なければならない。
- 4 責任技術者としての資格を失ったときは、直ちに大和高田市上下水道事業管理者に返還しなければならない。

大和高田市排水設備
工事責任技術者証



9 c m

企業管理規程第5号

大和高田市私道への公共下水道管布設取扱規程を次のように定める。

平成29年4月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市私道への公共下水道管布設取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公共下水道の処理区域内私道に対して一定の基準を設けて、公共下水道管の布設を行うことにより、私道に面した家屋の水洗化の普及促進を図ることを目的とする。

(公共下水道管を布設する私道の条件)

第2条 公共下水道管を布設することができる私道は、次の各号のいずれかの要件に該当しなくてはならない。

- (1) 公道から他の公道に通じていること。
- (2) 幅員がおおむね1メートル以上で工事に支障なく、かつ、技術上公共下水道管の布設が可能であること。
- (3) 建築確認申請で公法上の手続を経た道路であること。

2 前項の他に、次の各号のすべての要件を備えた道路でなければならない。

- (1) 汚水排除対象戸数が2戸以上あること。
- (2) 当該私道に面した全戸に水洗化の意思があること。
- (3) 不特定多数の者が交通の用に供していること。
- (4) 私道敷の所有者が公共下水道管の布設を承諾していること。
- (5) 私道敷の使用期間は、公共下水道管としての用途を廃止するときまでとし、使用料は無償とする。
- (6) 私道敷の所有者が所有権を第三者に譲渡し、又は当該土地に制限物権その他の権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合は、譲受人その他新たに権利を取得することになる者に対し、公共下水道管布設部分の使用権を承継する確約が得られていること。
- (7) その他上下水道管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める要件を備えていること。

(適用除外)

第3条 私道が次のいずれかに該当する場合は、この規程を適用しないものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の所有する家屋(官公舎、県営住宅、市営住宅等をいう。)のみが所在する場合
- (2) 公社、公団及び法人の所有する家屋(公団住宅、社宅等をいう。)のみが所在する場合(申請)

第4条 私道における公共下水道管の布設を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、第2条に規定する要件を満たす私道に面した家屋の所有者又は使用者でなければならない。

2 申請者は、代表者を定め、公共下水道管布設申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 公共下水道管布設承諾書(様式第2号)
- (2) 私道敷使用貸借契約書(様式第3号)
- (3) 私道の位置図及び土地所有者の区画図(様式第4号)
- (4) 私道の平面図(様式第5号)

(決定通知)

第5条 管理者は、前条第2項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、公共下水道管布設可否決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(工事費)

第6条 公共下水道管の布設に要する工事費は、市の負担とする。ただし、特殊な工事を行う場合においては、申請者と協議して定めるものとする。

(維持管理)

第7条 この規程により布設された公共下水道施設は、市に帰属し、通常の維持管理は市が行うものとする。

(路面の復旧)

第8条 路面の復旧は、原則として原形どおりとし、市が行う。その後の路面の維持管理は、当該私道の所有者が行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表)

公共下水道管布設申請書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

住 所
申請者(代表者)
氏 名
(電話

印
)

下記の私道に公共下水道管を布設してくださるよう、必要書類を添付して申請します。

なお、公共下水道管が布設された場合には、裏面記載の申請者は、1年以内に排水設備の改造及びくみ取便所の水洗化の工事を施工するとともに、市が布設した施設の維持管理について

も市の指示に従い、当該使用者において責任を負うことを確約し、また、公共下水道管以外の公共事業は一切要望しない旨を念のため申し添えます。

記

私道の位置

大和高田市

町
丁目

番地

(裏)

公共下水道管布設申請者名簿

申 請 者	建 物 所 有 者	様式第5号 の平面図号 対象番号
住所 氏名 印	住所 氏名 印	

様式第2号(第4条関係)

公共下水道管布設承諾書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

次に表示された土地に公共下水道管を布設することを承諾します。また、将来においても遵守事項を守り、異議の申し立て等一切致しません。

住 所	氏 名	印	私道敷地番

(遵守事項)

- 1 別途締結する私道敷使用貸借契約に同意します。
- 2 上記の土地の所有権を他に譲渡した場合は、その譲渡人に対し、この承諾内容を承諾させ、市に迷惑がかからないようにします。
- 3 布設に伴い、上水道、ガス、排水施設等が支障となる場合は、それらの移設に同意します。なお、移設については、市に一任します。

様式第3号（第4条関係）

私道敷使用貸借契約書

大和高田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、私道敷地の使用貸借について、次のとおり使用貸借契約を締結する。

第1条 乙は、その所有する私道敷のうち次の部分（以下「貸付土地」という。）を公共下水道布設用地として、甲に無償で貸し付ける。

所在地	地目	貸付面積	位置
大和高田市 町 番地	私道敷	m ² のうち m ²	別図のと おり

第2条 貸付土地の使用貸借期間は、公共下水道敷としてこの用途を廃止するまでとする。

第3条 乙が貸付土地の所有権を第三者に譲渡し、又は貸付土地について制限物権その他の権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合は、乙は譲渡人その他新たに権利を取得することとなる者に対し、この契約に基づき甲が有する土地使用貸借権を承継させ、又は承認させ、当該権利の行使に支障を生じさせてはならない。

2 乙において、前項に該当する理由が生じたときは、速やかにその旨を甲に申し出るとともに、甲が命じる必要な措置をとらなければならない。

第4条 乙は、貸付土地の上に工作物を建築しないものとする。

第5条 乙の都合により公共下水道の布設替えを要する場合は、甲に届け出て施工を依頼するとともに、当該布設替えの要する経費は、乙が負担する。

第6条 前各条に記載のない事項その他この契約に疑義のある事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

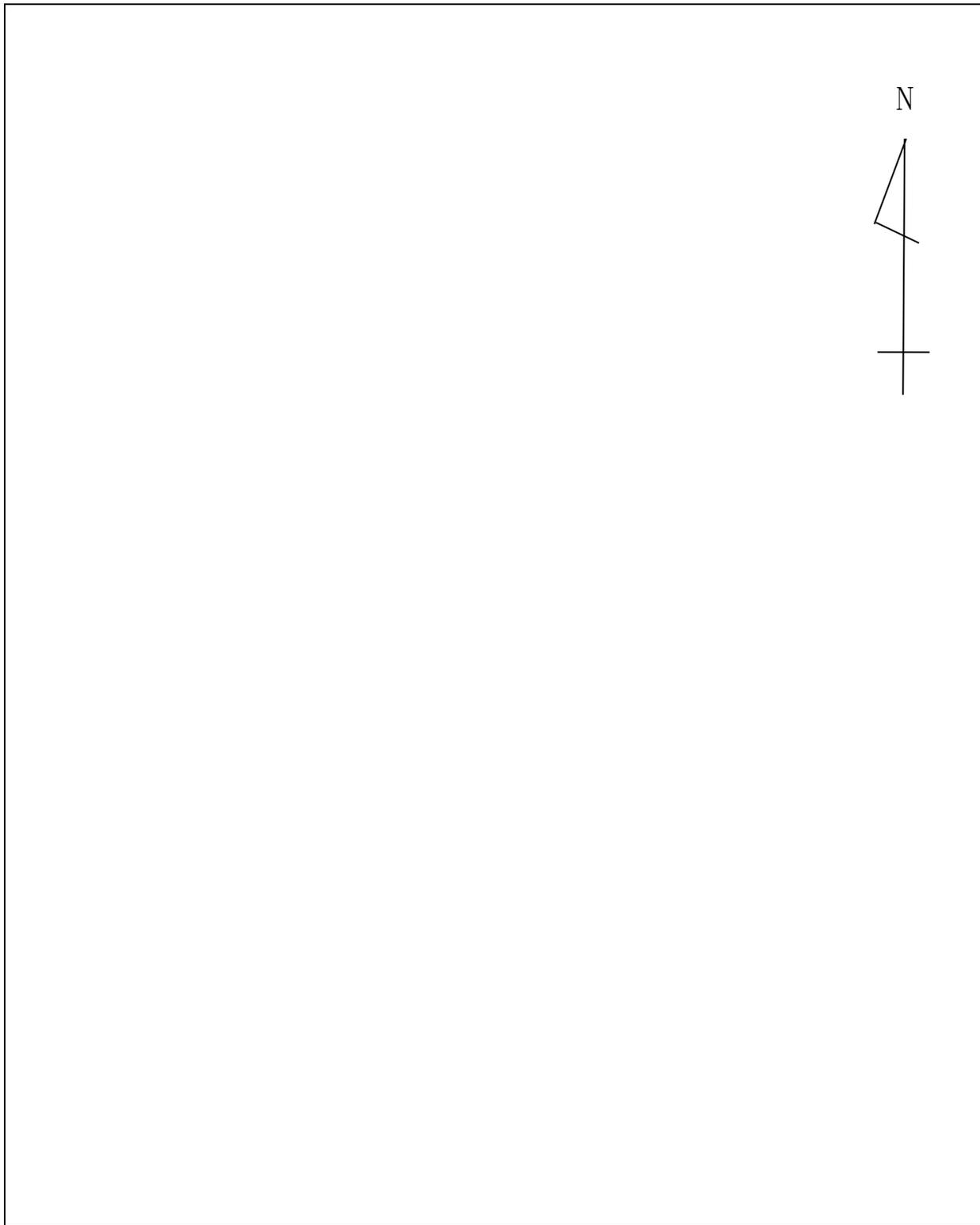
年 月 日

(甲) 住所
名称 大和高田市
代表者 大和高田市上下水道事業管理者 印

(乙) 住所
氏名

様式第4号(第4条関係)

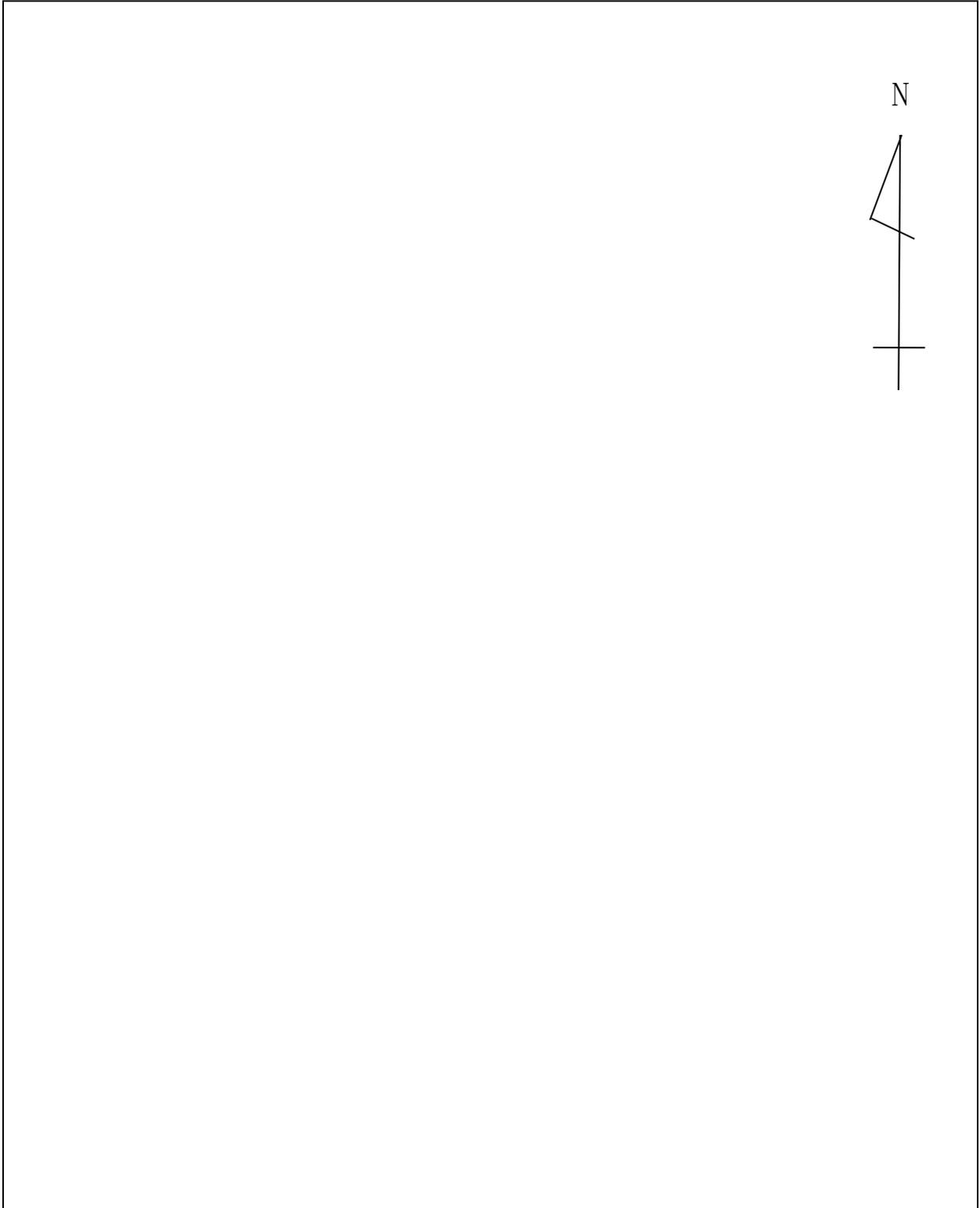
私道の位置図及び土地所有者の区画図



(注) 様式第1号の平面図対象番号を土地所有者の区画図に記入すること。

様式第5号(第4条関係)

私 道 の 平 面 図



- (注) 1 様式第1号の平面図対象番号を平面図に記入すること。
- 2 各戸の便所、風呂、台所等及び取付ます希望設置箇所を明記すること。

様式第6号(第5条関係)

第 年 月 日 号

様

大和高田市上下水道事業管理者 印

公共下水道管布設可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった公共下水道管布設について、私道への公共下水道管布設の取扱要綱第5条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

布 設 可 否	可		否
所 在 地	使 用 面 積		布 設 位 置
	私道	m ² のうち m ²	土地の地番
布設を否とした場合その理由			

企業管理規程第6号

大和高田市公共下水道認可区域外流入の許可に関する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市公共下水道認可区域外流入の許可に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大和高田市公共下水道認可区域外から公共下水道に下水を流入させるため、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第24条第1項の規定による許可を行う

場合の許可基準等を定め、もって大和高田市公共下水道の管理の適正を期することを目的とする。

(許可基準)

第2条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、大和高田市公共下水道認可区域外から公共下水道への下水の流入(以下「区域外流入」という。)に係る申請があった場合において、法24条第2項及び大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号。以下「条例」という。)第4条に規定する技術上の基準に適合するほか、次の各号のいずれかに該当し、かつ、区域外流入を行うことにより、接続される公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないと認めるときは、大和川上流流域下水道管理者と協議の上、許可するものとする。

(1) 区域外流入の対象となる下水が、国、地方公共団体及び公共的団体(学校法人、医療法人その他の法人格を有するものに限る。)が直接事業主体となって施工する学校、病院その他の公共施設から排除されるものであり、かつ、公共下水道の維持管理上支障がないと認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、区域外流入のための工事(以下「流入工事」という。)が、公共下水道の計画に整合し、かつ、公共下水道の維持管理上支障がないと認めるもの

(許可申請)

第3条 区域外流入の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大和高田市下水道条例施行規程(平成29年企業管理規程第1号)第21条第1項に規定する制限行為(変更)許可申請書に代えて、区域外流入制限行為許可申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

(許可の決定)

第4条 管理者は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに可否を決定し、その旨を区域外流入制限行為可否決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(占用及び掘削申請等)

第5条 前条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が流入工事を施工する場合において、公道に下水道管等を埋設するため、道路の占用及び掘削の許可申請をしようとするときは、管理者を経由して、当該道路管理者に提出するものとする。

2 使用者は、流入工事を施工する場合において、公道以外の土地に下水道管を埋設するときは、当該土地の所有者の私有地使用承諾書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

3 流入工事における住民、周辺対策等については、使用者の責任において行うものとする。

(費用の負担)

第6条 使用者は、流入工事に必要な経費を全額負担しなければならない。

(下水道施設の無償譲渡)

第7条 使用者は、条例第34条第2項において準用する条例第9条の規定による^{しゅん}竣工検査を受けた後、速やかに市に公共下水道施設無償譲渡書(様式第4号)を提出し、下水道管等を市に無償で譲渡しなければならない。

(許可の取消し)

第8条 管理者は、使用者がこの規程の規定を遵守しないときは、区域外流入の許可を取り消すことができる。

(補則)

第9条 区域外流入の許可を受けた場合の公共下水道の使用料の徴収その他必要な事項は、法及び条例によるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

区域外流入制限行為許可申請書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

申請者 住 所

氏 名 印

(電話)

大和高田市公共下水道認可区域外流入の許可に関する規程第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

設 置 場 所	大和高田市 町 番 号 番 地		
設 置 の 目 的			
物 件 の 種 類 及 び 名 称 規 模 等		占 用 面 積	m ²
設 置 期 間	年 月 日	~	年 月 日
工 事 期 間	年 月 日	~	年 月 日
施 行 者	住 所 氏 名 (電話)		
添 付 図 書	① 方位、道路及び目標となる地物を明示した附近見取図 ② 施設又は工作物その他の物件の平面図、断面図及び配地図 ③ 利害関係人の同意書		

様式第2号(第4条関係)

区域外流入制限行為可否決定通知書

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 様

大和高田市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった大和高田市公共下水道認可区域外流入工事については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない		
設 置 場 所	大和高田市	町	番 号 番 地
設 置 の 目 的			
物 件 の 種 類 及 び 名 称 規 模 等		占 用 面 積	m ²
設 置 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
施 行 者	住所名 (電話)		
条 件			
不 許 可 の 理 由			

様式第3号(第5条関係)

私有地使用承諾書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所
氏名
(電話実印
)

この度、区域外流入のための下水道管の埋設工事に当たり、下記に表示された土地に公共下水道施設を布設することを承諾します。また、将来においても遵守事項を守り、異議の申し立て等一切致しません。

記

所在地	地目	使用面積	位置

(遵守事項)

- 1 私有地の使用は、無償とします。
- 2 私有地の使用期間は、公共下水道としてこの用途を廃止するまでとします。
- 3 私有地の所有権を他に譲渡する場合は、その譲受人に対してこの承諾内容を継承させることを条件とします。

様式第4号(第7条関係)

公共下水道施設無償譲渡書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

譲渡人 住 所
氏 名 印
(電話)

年 月 日付けの許可に基づき施行した公共下水道施設に関する工事が完了しましたので、下記施設を無償譲渡します。

記

設 置 場 所	
施 設 の 内 容	
添 付 函 書	
備 考	

企業管理規程第7号

大和高田市ディスポーザ排水処理システム設置等に関する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市ディスポーザ排水処理システム設置等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公共下水道の機能及び構造の保全並びに公共下水道に排除される下水の水質保全のため、ディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) システム 生ゴミを粉碎し、これを排水処理槽又は固液分離装置で処理し、その排水を公

共下水道へ排除する機器の総体をいい、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づく建設大臣の認定(以下「建設大臣認定」という。)を受けたもの又は公益社団法人日本下水道協会が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(以下「基準」という。)に適合する評価を受けたものをいう。

(2) 使用者 設置されたシステムを利用し、最終的にシステムの維持管理について責務を負うべき次の者をいう。

- ア 独立建築物の所有者又は賃借人
- イ 賃貸の集合建築物の所有者
- ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表者

(3) 設置者 システムを設置しようとする者をいう。

(4) メーカー システムを製造し、又は販売する者で、建設大臣認定を受け、又は基準に適合する評価を受けたものをいう。

(5) 専門の維持管理業者 システムの機器等について熟知し、専門的な知識及び高度の技術力をもって維持管理事業を営む者をいう。

(排水設備計画の確認)

第3条 設置者は、大和高田市下水道条例(昭和59年条例第24号)第6条の規定に基づく確認申請の際に、大和高田市下水道条例施行規程(平成29年企業管理規程第1号)第8条第2項に規定する図書のほか、次の書類を添付し、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に届け出なければならない。届出に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) ディスポーザ排水処理システム設置等届出書(様式第1号)
- (2) 建設大臣認定書の写し又は適合評価書の写し
- (3) システムの仕様書
- (4) 誓約書(様式第2号)
- (5) 維持管理計画書(様式第3号)
- (6) 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約等確約書(様式第4号)
- (7) その他管理者が必要と認める書類

(維持管理に関する指導等)

第4条 管理者は、システムの維持管理のため、使用者又は設置者に対し、次に掲げる事項について指導することができる。

- (1) システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) システムが適正に維持管理されていることを確認するため、専門の維持管理業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存するとともに、管理者が必要であると認めたときは、その資料を提出すること。
- (3) その他管理者が行う維持管理に協力すること。

2 管理者は、システムの維持管理が適正に行われていることを確認するため、必要があると認める場合は、立入検査等の措置を講ずることができる。

(排除の制限及び改善の指導)

第5条 管理者は、システムから公共下水道へ排除された下水が、公共下水道を損傷し、若しくは機能を阻害するおそれがあるとき、又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、当該システムの利用者又は設置者に対し、排除の制限又は当該システムの改善の指導を行うことができる。

(地位の継承)

第6条 利用者又は設置者は、システムの設置された建築物の所有権を移転(売買、貸付等をいう。)する場合は、その相手方がシステムの適正な維持管理を行うべき地位を継承するものであること及

び第4条第1項各号に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(メーカーに対する指導)

第7条 管理者は、メーカーに対し、次に掲げる事項について指導することができる。

- (1) システムの販売に当たり、使用者又は設置者に対し、当該システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結する必要があることを説明し、その理解を得ること。
- (2) 使用者又は設置者に対し、管理者の行う維持管理に関する指導に協力する必要があることを説明し、その理解を得ること。
- (3) その他システムの適正な維持管理に関すること。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

ディスポーザ排水処理システム設置等届出書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

住 所

設置者 氏 名 印

(電話)

ディスポーザ排水処理システムの設置(変更)をしたいので、次のとおり届け出ます。

建築物の概要	名 称	
	所 在 地	大和高田市 町 番地
	戸 数	
設置システム	名 称	
	認定番号又は適合評価番号	
	メーカー名	
排水設備等計画確認申請書確認番号	※ この欄は記入しないこと。 第 号	

(添付書類)

1. 国土交通大臣認定書の写し又は適合評価書の写し
2. システムの仕様書
3. 誓約書(様式第2号)
4. 維持管理計画書(様式第3号)
5. 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約等確約書(様式第4号)
6. その他大和高田市上下水道事業管理者が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

住 所

設置者 氏 名

印

(電話)

大和高田市ディスポーザ排水システム設置等に関する規程に規定された事項及び下記に掲げる事項の遵守を誓約します。

記

- 1 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適切な維持管理を行うこと。
- 2 維持管理体制に変更が生じる場合は、事前に書面で提出すること。
- 3 公共下水道への放流水質について、市から測定結果を求められたときは、速やかに応じる
こと。
- 4 公共下水道への放流水質が性能評価値に適合しないときは、速やかに改善すること。
- 5 システムから発生する汚泥は、責任をもって処理すること。
- 6 市がシステムについて基準等を新たに設け、又は変更したときは、これに従うこと。
- 7 システムの設置された建築物を他に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲受人
又は貸借人に対し誓約事項を継承すること。

様式第3号（第3条関係）

維持管理計画書

年 月 日

住 所

設置者 氏 名

印

（電話

）

一 般 事 項	設置場所及び建築物の名称		大和高田市		
	システム名		認定日又は適合評価日： 認定番号又は適合評価番号： 名称： メーカー名：		
	工事施工予定		着工予定年月日： 使用開始予定年月日：		
	施工指定工事店名				
	維持管理業者		住所： 商号： 電話：		
設 置 施 設 の 仕 様	ディスポーザ		形式： 製造年月日： 品番：		
	排水処理槽		設計人員：	人	
	算定根拠		設計生ゴミ量：	kg/日	
維 持 管 理	維持管理体制	部位	ディスポーザ	排水配管部	排水処理部
		保守点検内容及び維持管理頻度	機器の点検整備 (回/年)	配管内の点検 (回/年) 清掃 (回/年)	定期点検 (回/年) 水質検査 (回/年) 汚泥引き抜き (回/年)
	点検項目		別紙のとおり		
そ の 他	維持管理業務委託契約書の写し		別紙のとおり		
	保守点検記録		保存年限：3年		
	保守点検記録の報告		報告頻度：大和高田市上下水道事業管理者の指示による。		

（注）維持管理業務委託契約を申請時まで締結できないときは、維持管理業務委託契約等確約書（様式第4号）を提出し、契約締結後に契約書の写しを提出するものとする。

様式第4号（第3条関係）

維持管理業務委託契約等確約書

年 月 日

大和高田市上下水道事業管理者 殿

住 所
 設置者 氏 名 印
 （電話 ）

下記の建築物の設置するディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約書については、当該契約を締結後、速やかにその写しを提出することを確約します。

記

建築物の概要	名 称	
	所 在 地	大和高田市
	戸 数	
設置システム	名 称	
	認定番号又は 適合評価番号	
	メーカー名	

企業管理規程第8号

大和高田市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う水道事業関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成29年4月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う水道事業関係規程の整備に関する規程

(大和高田市水道事業事務分掌規程の一部改正)

第1条 大和高田市水道事業事務分掌規程(昭和42年企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市上下水道事業事務分掌規程

第1条中「大和高田市水道事業の設置等に関する条例」を「大和高田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(3) 下水道課 管理係、建設係

第4条の2中「管理・給水グループ」の次に「、管理係及び建設係」を加え、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改め、同条を第4条の3とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(下水道課の事務分掌)

第4条の2 下水道課の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 職員の給与、人事及び労務に関すること。
- (2) 下水道事業の企画広報に関すること。
- (3) 条例、規程の制定改廃に関すること。
- (4) 文書の收受及び発送に関すること。
- (5) 入札及び契約に関すること。
- (6) 予算編成及び決算の調製に関すること。
- (7) 業務状況の公表に関すること。
- (8) 経理に関すること。
- (9) 財政計画に関すること。
- (10) 企業債及び資金計画に関すること。
- (11) 貯蔵品の購入及び管理に関すること。
- (12) 公共下水道の普及及び水洗便所への改造促進に関すること。
- (13) 公共下水道の使用料(他に委任した事務に係るものを除く。)に関すること。
- (14) 公共下水道の水質管理に関すること。
- (15) 公共下水道の使用に関すること。
- (16) 公共下水道の供用開始に関すること。
- (17) 公共下水道施設の維持管理に関すること。
- (18) 流域下水道との調整に関すること。
- (19) 公共下水道台帳の調製及び保管に関すること。
- (20) 排水設備に関すること。
- (21) 市以外の者が行う下水道施設の審査及び指導に関すること。
- (22) 課の他の係の補助に関すること。

建設係

- (1) 公共下水道事業の設計及び施工に関すること。
- (2) 流域下水道との調整に関すること。
- (3) 公共下水道事業の調査、計画、認可及び変更に関すること。

(4) 課の他の係の補助に関すること。

(大和高田市水道事業決裁規程の一部改正)

第2条 大和高田市水道事業決裁規程(平成9年企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

大和高田市上下水道事業決裁規程

第1条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第2条第5号中「大和高田市水道事業事務分掌規程」を「大和高田市上下水道事業事務分掌規程」に改める。

第6条の見出しを「(管理者の決裁事項)」に改め、同条第1項中「大和高田市水道事業の設置等に関する条例」を「大和高田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「市長」を「管理者」に改め、同項第23号中「給水区域」の次に「及び排水区域」を加える。

第7条第6号及び第7号中「水道料金」の次に「、下水道使用料」を加え、同条第10号中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(26) 水洗便所改造資金の貸付け及び償還に関すること。

第9条第4号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第11条の次に次の1号を加える。

(下水道課長の専決事項)

第11条の2 下水道課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 水洗便所改造助成金の交付に関すること。

(2) 排水設備に関すること。

第13条第1項第1号中「市長」を「管理者」に改める。

(大和高田市水道事業管理者が保有する公文書の開示に関する規程の一部改正)

第3条 大和高田市水道事業管理者が保有する公文書の開示に関する規程(平成13年企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市上下水道事業管理者が保有する公文書の開示に関する規程

本則中「大和高田市水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第4条 大和高田市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程(平成13年企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市上下水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程

本則中「大和高田市水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市水道事業電気工作物保安規程の一部改正)

第5条 大和高田市水道事業電気工作物保安規程(昭和45年企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市上下水道事業電気工作物保安規程

第1条中「大和高田市水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加える。

第2条中「大和高田市水道事業」を「上下水道事業」に改める。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第6条 企業職員の給与に関する規程(昭和42年企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

(4) 職員が、下水^{しゅんせつ}浚渫に従事したとき、1日につき800円を支給する。

(大和高田市水道事業被服貸与規程の一部改正)

第7条 大和高田市水道事業被服貸与規程(昭和44年企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市上下水道事業被服貸与規程

第6条第3項中「管理者」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第7条第1項中「を経て水道総務課長」を削り、同条第2項中「総務課長」を「上下水道部長」に改める。

(大和高田市水道料金等徴収嘱託員に関する規程の一部改正)

第8条 大和高田市水道料金等徴収嘱託員に関する規程(昭和60年企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加える。

第2条第1項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第3条第2項中「大和高田市水道事業会計規程」を「大和高田市上下水道事業会計規程」に改める。

第4条第4号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「大和高田市水道事業管理者」を「大和高田市上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市水道量水器開閉栓等業務嘱託員に関する規程の一部改正)

第9条 大和高田市水道量水器開閉栓等業務嘱託員に関する規程(平成24年企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第3条第2項中「大和高田市水道事業会計規程」を「大和高田市上下水道事業会計規程」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「大和高田市水道事業管理者」を「大和高田市上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市水道料金等集金事務委託規程の一部改正)

第10条 大和高田市水道料金等集金事務委託規程(昭和45年企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第6条第1項中「出納取扱金融機関」を「大和高田市上下水道事業出納取扱金融機関(以下、「出納取扱金融機関」という。)」に改め、「収納取扱金融機関」を「大和高田市上下水道事業収納取扱金融機関(以下、「収納取扱金融機関」という。)」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

(表)

大和高田市水道料金等集金員証

次の者は、大和高田市水道料金等集金員であることを証する。

写		氏 名		(歳)
		生年月日	年 月	日
真		発行者		
		大和高田市上下水道事業管理者		印
			(年 月 日発行)	

(裏)

注 意

- 1 この証は、職務中は常に携帯し、関係人から請求があったときは、提示しなければならない。
- 2 この証は、他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。
- 3 この証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 4 この証は、契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、直ちに返還しなければならない。
- 5 この証の有効期間は、発行の日から1年間とする。

(大和高田市水道料金等の徴収又は収納の事務の委託に関する規程の一部改正)

第11条 大和高田市水道料金等の徴収又は収納の事務の委託に関する規程(平成14年企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大和高田市水道事業管理者」を「大和高田市上下水道事業管理者」に改める。

第7条第1項中「大和高田市水道事業出納取扱金融機関」を「大和高田市上下水道事業出納取扱金融機関」に改める。

(大和高田市水道事業会計規程の一部改正)

第12条 大和高田市水道事業会計規程(昭和42年企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市上下水道事業会計規程

第1条中「(以下「水道事業」という。)」を「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」

に改める。

第2条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「及び水道総務課長」を「水道総務課長及び下水道課長」に改める。

第2条の2中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に、「又は水道総務課長」を「水道総務課長又は下水道課長」に改める。

第4条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「大和高田市水道事業出納取扱金融機関」を「大和高田市上下水道事業出納取扱金融機関」に、「大和高田市水道事業収納取扱金融機関」を「大和高田市上下水道事業収納取扱金融機関」に改める。

第5条第1項、第9条第1項及び第14条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第18条第1項中「大和高田市水道料金等集金事務委託規程」を「大和高田市水道料金等の徴収又は収納の事務の委託に関する規程」に、「大和高田市水道料金等収納事務委託規程」を「大和高田市水道料金等の徴収又は収納の事務に関する委託規程」に改める。

第19条第5項中「水道事業の預金口座」を「水道事業の預金口座又は下水道事業の預金口座」に改める。

第19条第6項中「水道事業」を「水道事業又は下水道事業」に改める。

第22条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第25条第1項中「大和高田市水道事業決裁規程」を「大和高田市上下水道事業決裁規程」に改める。

第26条第1項中「大和高田市水道事業決裁規程」を「大和高田市上下水道事業決裁規程」に改め、同条第4項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第27条の次に次の1条を加える。

(繰替払)

第27条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の8第3号の規定により繰替払をすることができる経費及びこれに係る収入金は、次の各号に掲げる経費の種類に応じ、当該各号に掲げる収入金とする。

- (1) 収入金の過誤納金に係る還付加算金 当該収入金
- (2) 下水道事業の負担金及び分担金の報奨金の支払 当該下水道事業の負担金及び分担金の収入金

第37条第1項、第39条、第40条、第41条第1項、第45条、第53条第1項及び第88条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

別表第1中「勘定科目表」を「水道事業勘定科目表」に改め、別表第2の次に次の表を加える。
別表第3(第14条関係)

下水道事業勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
下水道事業 収益	営業収益	下水道使用料	下水道使用料	主たる営業活動から生ずる収益 下水道使用料
		雨水処理負担金	雨水処理負担金	雨水ポンプ場に係る長期借入金の償還金等の一般会計負担金
		受託事業収益	受託工事収益	排水設備の新設又は修繕等の受託工事の収益

		営業外収益	その他受託事業収益 その他営業収益 手数料 材料売却収益 雑収益 受取利息及び配当金 預金利息 貸付金利息 他会計補助金 他会計補助金 長期前受金戻入 長期前受金戻入 消費税及び地方消費税還付金 消費税及び地方消費税還付金 資本費繰入収益 資本費繰入収益 雑収益 不用品売却益 その他雑収益	排水設備指定工事店登録手数料及び排水設備責任技術者登録手数料等 上記以外の営業収益 金融及び販売活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益 普通預金・定期預金等の利子 長期貸付金・短期貸付金等の利子 一般会計等からの補助金 地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号。以下「則」という。)第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの 不用品の売却収益 当年度の経常的収益から除外すべき利益 固定資産売却益 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額 過年度損益修正益 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの その他特別利益
		特別利益	特別利益	

費用勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
下水道事業費用	営業費用	管渠費	報酬 給料	主たる営業活動から生ずる費用 管渠の維持及び作業に要する費用 臨時職員又は嘱託員等に対する報酬 職員の本給

			職員手当	職員の扶養、期末、勤勉、超過勤務及び特殊作業等の諸手当
			退職給付費	職員の退職手当
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料及び労務災害補償費等
			旅費	旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費
			賃金	臨時雇用及び人夫の賃金
			被服費	被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費
			備消耗品費	事務及び工事に用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費等
			燃料費	工事に用、自動車用燃料費
			光熱水費	ガス料金、水道料金等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料等
			手数料	汚水の水質検査手数料等
			賃借料	借地料、電子複写器等借上料
			修繕料	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負、修理等の費用
			委託料	設備の維持管理等の委託に要する費用
			請負工事費	管渠工事に要する費用
			材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
			補償費	補償費、賠償金、見舞金等
			広告料	広告、宣伝に要する費用
			食糧費	
			交際費	
			報償費	報償金、奨励金等
			厚生費	
			負担金	日本下水道協会負担金等
			研修費	
			保険料	
			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
			その他引当金繰入額	その他引当金として計上するための繰入額
			雑費	
		受託事業費	報酬	管渠工事等の受託工事に要する費用
			給料	

			賃借料 修繕料 委託料 請負工事費 材料費 補償費 広告料 食糧費 交際費 報償費 厚生費 負担金 研修費 保険料 賞与引当金繰 入額 修繕引当金繰 入額 特別修繕引当 金繰入額 貸倒引当金繰 入額 その他引当金 繰入額 雑費 報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 賃金 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 賃借料 修繕料 委託料 請負工事費 材料費 補償費 広告料 食糧費 交際費 報償費 厚生費	業務費 下水道使用料の調定、集金及び検針その 他業務に要する費用
--	--	--	--	--

			負担金 研修費 保険料 賞与引当金繰 入額 修繕引当金繰 入額 特別修繕引当 金繰入額 貸倒引当金繰 入額 その他引当金 繰入額 雑費 報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 賃金 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 賃借料 修繕料 委託料 請負工事費 材料費 補償費 広告料 食糧費 交際費 報償費 厚生費 負担金 研修費 保険料 賞与引当金繰 入額 修繕引当金繰 入額 特別修繕引当 金繰入額 貸倒引当金繰	事業活動の全般に関連する費用並びに 使用料の調定、集金、検針その他の業務 に要する費用
		総係費		

			入額 その他引当金 繰入額 雑費	
		流域下水道維持管理負担金	流域下水道維持管理負担金	大和川上流・宇陀川流域下水道事業費に係る維持管理負担金
		減価償却費	減価償却費	則第13条、第15条又は第16条の規定による償却額
		有形固定資産減価償却費	有形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等(耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満のものを除く。)の償却額
		無形固定資産減価償却費	無形固定資産減価償却費	リース資産等の減価償却費
		資産減耗費	資産減耗費	
		固定資産除却費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
		たな卸資産減耗費	たな卸資産減耗費	たな卸資産の毀損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損
		その他営業費用	その他営業費用	上記以外の営業費用
	営業外費用	材料売却原価雑損失	材料売却原価雑損失	
		支払利息及び企業債取扱諸費	支払利息及び企業債取扱諸費	金融及び財務活動に伴う費用 その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		企業債利息	企業債利息	企業債に対する利息
		長期借入金利息	長期借入金利息	長期借入金に対する利息
		一時借入金利息	一時借入金利息	一時借入金に対する利息
		公課費	公課費	
		消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税	
		雑支出	雑支出	上記以外の営業外費用
	特別損失	不用品売却原価 消費税雑損失 その他雑支出	不用品売却原価 消費税雑損失 その他雑支出	当年度の経常費用から除外すべき損失
		特別損失	特別損失	
		固定資産売却損 減損損失	固定資産売却損 減損損失	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減

		予備費	予備費	災害による損失 過年度損益修正損 貸倒引当金繰入額 その他特別損失 予備費	損による損失又は認識すべき減損損失の額 台風、地震、火災等災害による損失の額 前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの 貸倒引当金繰入額等
--	--	-----	-----	---	---

資産勘定

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定資産	有形固定資産			土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等(耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産、例えば遊休施設、未稼働施設を含む。)
		土地	施設用地	本庁舎用地等やポンプ場施設等のために用いる土地
			その他用地	事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費(建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。)及び測量費の合計額
		建物	施設用建物	事務所、作業場、倉庫、車庫のほか、その他経営附属用建物、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買収建物を使用するために要した模様替え、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。
			建物附属設備	本庁舎等もっぱら事務所の用に供されている建物やポンプ場施設の用に供されている建物
		建物減価償却累計額	建物減価償却累計額	
		構築物	管路施設	下水道管渠及びマンホール等土木施設又は工作物
			ポンプ場施設	
		構築物減価償却累計額	構築物減価償却累計額	
		機械及び装置		機械、装置及びコンベア等の運搬設備並

			ポンプ場用電気設備	ポンプ場用機械設備	処理機械設備	びにこれらの附属品 電動機、変圧器等及び所内配電設備（建物に含むものを除く。）
		機械及び装置減価償却累計額	機械及び装置減価償却累計額			
		車両運搬具	車両運搬具減価償却累計額			自動車、その他の陸上運搬具
		工具、器具及び備品	工具、器具及び備品減価償却累計額			機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、タイプライター、机等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価格が10万円以上のもの
		リース資産	リース資産減価償却累計額			有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		建設仮勘定				有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。） 有償取得した水利権、借地権、地上権、施設利用権
		電話加入権				
		施設利用権				
		リース資産				大和川上流流域下水道第2浄化センター及びそれに繋がる管渠を利用する権利 無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		投資その他の資産				
		投資有価証券				金融商品取引法（昭和23年法律第25

流動資産	現金預金	投資有価証券	号) 第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの
		出資金	出資金
		長期貸付金	長期貸付金
		長期貸付金貸倒引当金	長期貸付金貸倒引当金
		基金	基金
		基金貸倒引当金	基金貸倒引当金
		長期前払消費税	長期前払消費税
		現金	現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金証書等
		預金	普通預金 当座預金 通知預金 定期預金
		未収金	営業未収金
			未収下水道使用料
			その他営業未収金
			未収消費税及び地方消費税還付金
			未収受取利息
	その他営業外未収金		
	その他未収金		
	未収金貸倒引当金		
	未収金貸倒引当金		
	未収金貸倒引当金		
	有価証券		

	貯蔵品	有価証券	有価証券	一時的所有を目的とする有価証券(差入保証金の代用として提供されたもので短期間に返却されるものを除く。)
		原材料費	原材料費	いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の工具、器具及び備品(固定資産の建設、改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。)
	短期貸付金	短期貸付金	短期貸付金	貸付金で返済期日が貸借対照表日から起算して1年以内のもの
	短期貸付金貸倒引当金	短期貸付金貸倒引当金	短期貸付金貸倒引当金	未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	前払費用	前払費用	前払費用	前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの
	前払金	前払金	前払金	物品等の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの
		前払消費税及び地方消費税	前払消費税及び地方消費税	
	未収収益	未収収益	未収収益	
	未収収益貸倒引当金	未収収益貸倒引当金	未収収益貸倒引当金	
	その他流動資産	保管有価証券	保管有価証券	差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間に返却する見込みのもの
		仮払消費税及び地方消費税	仮払消費税及び地方消費税	
		特定収入仮払		当該特定収入で賄った課税支出について

			消費税及び地方消費税		て控除対象とならない消費税及び地方消費税	
				特定収入仮払消費税及び地方消費税		
負債勘定						
款	項	目	節	(科目区分の説明)		
固定負債	企業債	企業債	企業債	建設改良費等(建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。)の財源に充てるために発行する企業債(1年以内に償還期限の到来するものを除く。)		
		他会計借入金	他会計借入金	他会計借入金	建設改良等の財源に充てるため他の会計から繰り入れた借入金(1年以内に返済期限の到来するものを除く。)	
	リース債務	リース債務	リース債務	リース債務	ファイナンス・リース取引におけるリース債務(1年以内に支払期限の到来するものを除く。)	
		引当金	退職給与引当金	退職給与引当金	退職給与引当金	将来生じることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額(1年以内に使用される見込みのものを除く。)
	退職給付引当金		退職給付引当金	退職給付引当金		
	修繕引当金		修繕引当金	修繕引当金		
	特別修繕引当金		特別修繕引当金	特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金(1年以内に使用される見込みのものを除く。)	
	流動負債	一時借入金	一時借入金	一時借入金	貸借対照表日から起算して1年以内に返還しなければならない借入金	
			企業債	企業債	企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		他会計借入金	他会計借入金	他会計借入金	他会計借入金	
					他会計借入金	

	リース債務	リース債務	リース債務	1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
	未払金	リース債務	リース債務	
		営業未払金	営業未払金	営業活動に係る通常取引により発生する未払金
		営業外未払金	営業外未払金	
		その他未払金	未払消費税及び地方消費税 その他営業外未払金	
	未払費用	その他未払金	その他未払金	固定資産購入代金の未払額等 上記以外の未払金
		未払費用	未払費用	未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、すでに提供を受けた役務の対価の未払額
	前受金	前受金	前受金	
	前受収益	前受収益	前受収益	
	引当金	退職給付引当金	退職給付引当金	将来生じることが予想される職員に対する退職手当の支払いに充てるための引当額のうち1年以内に使用される見込みのもの
		賞与引当金	賞与引当金	翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積り計上する引当金
		修繕引当金	修繕引当金	企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
		特別修繕引当金	特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当額のうち、1年以内に使用される見込みのもの
	その他流動負債	預り金	保証金 源泉所得税等 共済費掛金等 その他預り金	預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
		預り有価証券	預り有価証券	
		仮受消費税及び地方消費税	仮受消費税及び地方消費税	

繰延収益	長期前受金	長期前受金	長期前受金	償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額等
	長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額	
資本勘定				
款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本金	資本金	資本金	固有資本金 組入資本金 繰入資本金	企業開始時(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)適用時)における引継資本金の額 企業開始時の引継資本金 企業開始後の利益を源泉とするもの 企業開始後の追加出資によるもの
剰余金	資本剰余金	資本剰余金	資本剰余金	
	利益剰余金	当年度未処分利益剰余金	繰越利益剰余金 年度末残高	当年度末における繰越利益剰余金又は繰越欠損金の額に当年度の純利益又は純損失の金額を加減した額
資本的収入	企業債	下水道事業債	下水道事業債	事業に係る長期借入金
	他会計出資金	一般会計出資金	一般会計出資金	一般会計からの出資金
	他会計負担金	他会計負担金	他会計負担金	一般会計等からの負担金
	他会計補助金	他会計補助金	他会計補助金	一般会計等からの補助金
	他会計借入金	他会計借入金	他会計借入金	一般会計等からの借入金
	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	
	県補助金	県補助金	県補助金	

		分担金及び負担金	分担金及び負担金	県補助金	
		固定資産売却代金	固定資産売却代金	分担金及び負担金	
		長期貸付金償還金	長期貸付金償還金	固定資産売却代金	
		その他資本的収入	その他資本的収入	長期貸付金償還金	
資本的支出	建設改良費			その他資本的収入	
		管路建設費			管渠新設工事に要する費用
				報酬	
				給料	
				職員手当	
				退職給付費	
				法定福利費	
				旅費	
				賃金	
				被服費	
				備消耗品費	
				燃料費	
				光熱水費	
				印刷製本費	
				通信運搬費	
				手数料	
				賃借料	
				修繕料	
				委託料	
				請負工事費	
				材料費	
				補償費	
				広告料	
				食糧費	
				交際費	
				報償費	

			厚生費 負担金 研修費 保険料 賞与引当金繰 入額 修繕引当金繰 入額 特別修繕引当 金繰入額 貸倒引当金繰 入額 その他引当金 繰入額 雑費	管路改良費	管渠更生工事に要する費用
			報酬 給料 職員手当 退職給付費 法定福利費 旅費 賃金 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 賃借料 修繕料 委託料 請負工事費 材料費 補償費 広告料 食糧費 交際費 報償費 厚生費 負担金 研修費 保険料 賞与引当金繰 入額 修繕引当金繰 入額 特別修繕引当 金繰入額 貸倒引当金繰		

			入額 その他引当金 繰入額 雑費	
		リース債務支 払額	リース債務支 払額	
		流域下水道建 設負担金	流域下水道建 設負担金	大和川上流・宇陀川流域下水道事業費に 係る建設負担金
	固定資産購入 費	有形固定資産 購入費	機械及び装置 購入費 器具備品購入 費 車両運搬具購 入費 土地購入費	
		無形固定資産 購入費	無形固定資産 購入費	
	企業債償還金	企業債償還金	企業債償還元 金	
	他会計借入金 償還金	他会計借入金 償還金	他会計借入金 償還金	
	長期貸付金	長期貸付金	長期貸付金	
	その他資本的 支出	その他資本的 支出	その他資本的 支出	
	予備費	予備費	予備費	
	たな卸資産 購入限度額	たな卸資産購		

	入限度額	たな卸資産購入限度額	たな卸資産購入限度額
--	------	------------	------------

(大和高田市水道事業契約規程の一部改正)

第13条 大和高田市水道事業契約規程(昭和42年企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

題名及び条文を次のように改める。

大和高田市上下水道事業契約規程

大和高田市上下水道事業の契約事務については、大和高田市契約規則(平成11年3月23日規則第9号)の例による。この場合において、大和高田市契約規則中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「施行令第167条の2第1項第1号」とあるのは、「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条14第1項第1号」と、「規則」とあるのは「管理規程」と読み替えるものとする。

(大和高田市水道事業行政財産使用料規程の一部改正)

第14条 大和高田市水道事業行政財産使用料規程(平成14年企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市上下水道事業行政財産使用料規程

第1条中「大和高田市水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加える。

第2条第1項中「大和高田市水道事業管理者」を「大和高田市上下水道事業管理者」に改める。

第3条中「大和高田市水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

様式第1号中「大和高田市水道事業管理者」を「大和高田市上下水道事業管理者」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

様式第2号中「大和高田市水道事業管理者」を「大和高田市上下水道事業管理者」に、「大和高田市水道事業行政財産使用料規程」を「大和高田市上下水道事業行政財産使用料規程」に改める。

(大和高田市職員等の水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程の一部改正)

第15条 大和高田市職員等の水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程(平成26年企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市職員等の上下水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程

第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加える。

第2条第1号ウ中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第3条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

様式第1号中「大和高田市水道事業管理者」を「大和高田市上下水道事業管理者」に、「大和高田市職員等の水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程」を「大和高田市職員等の上下水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程」に改める。

様式第2号中「大和高田市水道事業管理者」を「大和高田市上下水道事業管理者」に、「大和高田市職員等の水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程」を「大和高田市職員等の上下水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程」に、「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「大和高田市水道事業管理者」を「大和高田市上下水道事業管理者」に、「大和高田市職員等の水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程」を「大和高田市職員等の上下水道事業行政財産における通勤用自動車の駐車に関する規程」に改める。

(大和高田市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第16条 大和高田市水道事業給水条例施行規程(昭和48年企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「大和高田市水道事業管理者」を「大和高田市上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する規程の一部改正)

第17条 大和高田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する規程(平成25年企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第4条第1項及び第2項、第5条第2項及び第3項、第6条第1項並びに第7条から第9条までの規定中「水道事業管理者」を「管理者」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「大和高田市水道事業管理者」を「大和高田市上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第18条 大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市特設配水管工事負担金に関する規程の一部改正)

第19条 大和高田市特設配水管工事負担金に関する規程(昭和45年企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「大和高田市水道事業管理者」を「大和高田市上下水道事業管理者」に改める。

(大和高田市上下水道部長に対する事務委任規程の廃止)

第20条 大和高田市上下水道部長に対する事務委任規程(平成15年企業管理規程第2号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

上下水道事業告示第8号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

平成30年3月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠克

業者名	代表者名	所在地
大西設備工業	大西 利彦	奈良県奈良市法華寺町666

上下水道事業告示第9号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成30年4月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市市長 吉田 誠克

業者名	代表者名	所在地
大西設備工業株式会社	大西 真也	奈良県奈良市法華寺町666
フジタ水道設備	藤田 裕樹	奈良県御所市東辻69-3

上下水道事業告示第10号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、上下水道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します

平成30年4月1日

大和高田市上下水道事業管理者

大和高田市市長 吉田 誠克

1・受託者の氏名

- ・株式会社 タカダ 奈良営業所
- ・弁護士法人 館野法律事務所

2・委任期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

原稿誤り

平成30年1月10日付け大和高田市公報第348号正誤(原稿誤り)

【誤】

企業管理規程第1号

【正】

企業管理規程第8号